

するところの二十五日から二十九日の間におきましても、審議は完了するだけの余裕の時間はないくらいなのであります。余の早めないというにいたしておきまして、今言うように逐條審議が完全にできるかできないか分らないくらいでありますから、その間においてできる限り詳細なる逐條審議を進めて頂くという事でいいんじゃないかと思ひます。でありますから、高橋さん、前の例は御存じないかと思ひますが、前の地方税法審議をいたしたとき、そのアグリメントで議事を進めたのでありますから、同様そういうふうにお取計らい願ひたい。

○高橋進太郎君 要するに皆が納得するように、こういう一応のプログラムで審議して、皆さんが納得して、これよりも早める、まああまり問題がなくというときはいいわけでしょう。

○吉川末次郎君 それは一時のことです。今日は今日で決めておいて、又後で違つたことを決めるというやうなことは一つしないようにして頂きたい。

○西郷吉之助君 今の問題は前回の例通り。吉川君の意見に全く賛成で、この予定表を繰上げた変更することは絶対に反対します。

○委員長(岡本榮祐君) 高橋君に申上げますが、この前の経緯によりまして、逐條的にやりますすれば五日でなかなか困難であります。よほど勉強して頂かんと困難であります。まあ問題がなくて繰上がるという事は減多にないだろうと考えております。これで

やつても恐らくこの土曜日は夜の八時から九時頃まで願ひなければならんじやないかというふうに私考えております。そうでなくて、幸いに四時か五時で賛同がなくなつたというやうなことはあり得ると思ひますけれども、今おつしやるやうなことは殆んどないだろうと私も考えております。大体これ御承認を得たいと思ひます。

○高橋進太郎君 そうすると、例えば二十六日にある市町村民税についても余の意見がなかつた、そうすると二十七日の固定資産税を二十六日に追加することによせ、こういうことですか。

○委員長(岡本榮祐君) いやそういうふうにして頂きたいと思ひます。お答えしますけれども、私は市町村民税というものがなかつた問題であり、その外税が十一も十二もありますから、その早くは済まないと思ひますけれども、万一早く三時頃までに済んでまだ五時頃まで二時間余つたという事で、固定資産税を一部やつて頂くという事はやつてもよいと思ひます。そのときの委員のお考えによつてそのくらいの融通はよいと思ひます。一日まるであくという事はないだろうと思ひます。

○西郷吉之助君 今の委員長の意見ですが、さつきから申上げておる通り予定表を作つたのですから、今の委員長のお話のやうなことはあり得ることですけれども、それでそういうやうにやつて行きますと、予定表を作つた意味が何にもなくなつてしまつて、第一私に、委員長御承知の通りこの法案は非常に重大な法案でありますから三十日に討論、採決を、それは絶対に動さないうようにして頂いて、全員が揃つたところでこういうことをやりますと、

各派の感情を刺戟してつまらないことが起りますから、予定は予定通りなつた方が、最後まで前回の議會でやつたことと同様にスムーズに審議を継続する意味から、一部の人の案を取つて一部の人の意見が通らなかつたという事になりまして、段々感情を刺戟する虞れがありますから、そういうやつくり三十日に討論、採決が決まつておつてやるのですから、その間は満足しないで十分やつて頂かないと、そのために却つて結果が悪いと思ひます。これは委員長御承知の通りですが、與黨の諸君の一日も早く繰上げたいという事は分りますが、何せこれは重要な法案で、一人でも論議を盡せるやうにやつて頂かないと困ると思ひます。例えば繰上げてやりますと、他の人の知らない場合があつて、明日固定資産税だと思つて出て来なかつたやうな場合になりまして、飽くまでも予定表は予定表としてこれを重んじて、特定の一部の人の意見によつてこれを左右するやうなことは、結果は私は悪いと思ひますから、それは委員長において十分に守つて頂きたいと思ひます。

○高橋進太郎君 こう了解してよいのでしよう。三十日に討論、採決するといふことにして、その間は例えばそのときの事情によつて多少動くといふ委員長のお話で、西郷委員がおつしやつたやうに三十日に討論、採決する、それは動かさん、そう了解してよいわけですか。

○吉川末次郎君 今西郷さんがおつしやつたやうなことを原則として進みます。

○委員長(岡本榮祐君) 原則としてこの日程でやつて行く、これで大体時間一杯と私は思ひます。万一非常に時間があくやうなことがありましたらそのときにお諮りをするという事についていたしたいと思います。西郷君のおつしやるのも御尤もだと思ひます。例えば二十七日に固定資産税をやるつもりで、固定資産税に多く意見があるからそのときに出よう、二十六日は私用のために出られないからというときに、固定資産税は全部その二十七日にやつてしまふつもりはありませんか二十七日には固定資産税は残しますけれども、初めに説明を聞きはくという事もありまして、何かそれを避けて外の法案を御審議願ひという事でよくはないかと思ひますが、そういうふうには御了承願ひということ御異議ございませんか。

○委員長(岡本榮祐君) それじやそういうふうにして決定をいたします。

○委員長(岡本榮祐君) それでは地方税法案の審議に入ります。総則から説明を願ひます。大体この前の第七回國會の方針で逐條審議でやつて頂くことにいたしました。

○政府委員(鈴木俊一君) 大体主たる問題を中心にしたしまして條を逐うてお話を申上げたいと思ひます。

第一條は用語の定義を書いただけでございまして、この中で特に申上げて置きたいと思ひますのは第五の標準税率のところでございまして、これはここにございまして、地方団体が課税する場合に通常よりべき税率でその財政上の特別の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、地方財政委員会が地方財政平衡交付金の額を定める際に標準税率とする。標準税率につきましてはここにございまして、原則として地方団体が税を課する場合に、べき税であるが、財政上の特別の必要がある場合にはこれによらなくてもいい、これが一つであります。同時に平衡交付金の算定の基礎になるのだという点が第二の主要点であります。これは平衡交付金法の方におきましては、この標準税率の百分の七十という、基準財政収入額の基礎として押えてあります。

それからその次の六でございまして、この徴税令書は従来は府県、市町村が取るやうな場合には、徴税令書というやうなものがあつたやうであります。これを府県、市町村を通じて徴税令書を一本にしたわけですが、この特色は、従来ただ金額だけを書いて納付期限を定めた令書を交付するやうな習わしでございまして、ここにございまして「その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の條例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に違法又は錯誤があつた場合における救済の方法を記載した文書」こういうことでありまして、これはアメリカ等におきまして、この徴税令書に非常に詳しく書いてあつて、それを見れば大体どういふ種類の税でどうして納めなければならんかということが分りますので、そういう趣旨をこの徴税令書の中に明確に書くやうにいたさうということで定義

い税率をいい、地方財政委員会が地方財政平衡交付金の額を定める際に標準税率とする。標準税率につきましてはここにございまして、原則として地方団体が税を課する場合に、べき税であるが、財政上の特別の必要がある場合にはこれによらなくてもいい、これが一つであります。同時に平衡交付金の算定の基礎になるのだという点が第二の主要点であります。これは平衡交付金法の方におきましては、この標準税率の百分の七十という、基準財政収入額の基礎として押えてあります。

それからその次の六でございまして、この徴税令書は従来は府県、市町村が取るやうな場合には、徴税令書というやうなものがあつたやうであります。これを府県、市町村を通じて徴税令書を一本にしたわけですが、この特色は、従来ただ金額だけを書いて納付期限を定めた令書を交付するやうな習わしでございまして、ここにございまして「その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の條例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に違法又は錯誤があつた場合における救済の方法を記載した文書」こういうことでありまして、これはアメリカ等におきまして、この徴税令書に非常に詳しく書いてあつて、それを見れば大体どういふ種類の税でどうして納めなければならんかということが分りますので、そういう趣旨をこの徴税令書の中に明確に書くやうにいたさうということで定義

の中にそのことを盛込んでおるわけでありませう。

それから八の申告納付の点でございませうが、これも今回地方税法の中で新たに採用いたしました原則でございませう。附加価値税でございませうが、釅酒税につきましては申告納付の制度を採用いたす案にしておるのであります。これは国税につきましては財産税なり、事業税及び特別所得税その他所得税、法人税等をやつておるわけはございませうが、これらにつきましてはいろいろ論議があるのは御承知の通りであります。地方税につきましては今日これを取るか取らないかということにつきましては慎重考慮したわけでございますが、附加価値税乃至附加価値税と同じような性質を持つております釅酒税等につきましてはこの申告納付の制度を採用いたしまして、新税でありますだけに納税者側にも協力して貰うということがない、なかなか円滑な実施が困難であろうということとこれを採用したわけでありませう。

建前といたしましては一方的に令書を出して強制的に取ります体系よりも、やはり納税者の申告を基礎にしまして、民主的な納付の方法を考へることとが原理としては適當であろうということとを勿論根本においては考へておる次第であります。

それから十一の申告納付でございませうが、これは特別徴収義務者、例えば入場税とか遊興飲食税等につきまして、徴収上の便宜を有しますものを特別徴収義務者に指定をいたすわけでありませうが、その特別徴収義務者が入場税なり遊興飲食税を早く代りまして取りまして、それを県に納めるわけでございますが、これを申告納付と同じように、特別徴収義務者が課税標準額なり税額を申告して同時に税を納める、こういう建前のもので、税額といたしましては申告納付と同じような形のものでございませう。大体この定義のところで問題のございませう点は以上のような諸点でございませう。

それから第二條、三條は特に申し上げるところもないと思ひますが、第四條の道府県が課税することができ、第五條の市町村が課税することができ、第六條の二つが地方税の振分けをいたしておる基本的な規定でございませう。道府県の税につきましてはここにございませうように附加価値税、入場税、遊興飲食税、これらがいれば道府県の主要な税でございませう、あとの自動車、釅酒、漁業権税、狩猟者税、この七つの税が先づ法定の普通税として書いてあるわけでありませう。この外に「別に税目を起して、普通税を課することができ」ということで法定外普通税の制度を考へております。この点につきましては後程出て参りますのでこの程度にいたします。目的税といたしましては道府県の場合は水利地益税、こういう形でございませうものだけを認めておるのであります。都市計画課の制度は今日の案においては廃止いたしております。地益税の一種といたしまして必要がありませう場合には新らしい性格の目的税としてこれを課することができるようになつておるわけでありませう。

市町村の場合につきましては市町村民税、固定資産税、この二つが中心でございませう、あとこれに附帯をいたしまして自動車、荷車、電気ガス、釅

産、木材引取、広告入湯、接客人、こういふような税を課しておるわけでありませう。この道府県と市町村との間の税の配分につきましては大体の考へ方といたしましては、一般的に普遍的なものとは比較的に市町村に、それから府県内では偏しておるようなものにございませう。これは小さい区域で押さえますよりも府県という広い区域で押さえる方が合理的に参りますので、府県税に廻しておるのであります。ただ特殊な例えは入湯税でございませうとか、釅酒税でありませうとか、或いは木材引取税、こういうようなものは市町村税にいたしておるものとあるわけでありませうが、併しこれらの市町村にいたしては、やはりこういうようなものによつて初めて確實な税源があり、これを失ふと殆んど市町村が立たないといふような場合があるものでありませう、そういう意味で釅酒税や木材引取税、入湯税といふものはやや偏しておりますけれども、これを市町村の方に廻しておるような次第でございませう。

〇西郷吉之助君 国税の場合ですが、申告して計算間違いなんかにあると、その計算間違いで不足であるといふことを税務署が言つて呉れなければ、納付した方はそれでいいと思つて分りません。それが、そういう際に税務署は現在それを通知してこれは足りないといふ、過不足と言つて来ないのです。いきなり延滞督促とかいふようなことがきこえますが、そういうふうなことは地方税の場合には甚だいかんと思ひます。すべて計算間違いといふことはあり得るのです。これを計算間違いであるならば、先ず延滞通知を出す前に、これは計算間違いである、だから幾ら足りないといふことを相手に通知してやることが當然であり、又親切であると思ひますが、それをやらないで、納めた方はそれは正確だと思つていて、いきなり幾ら延滞してある、お前は税金を納めておらんじやないか、こういうことを言うことは甚だ非常識であると思ひますが、地方税の場合にはそういう点はどうかですか。

〇政府委員(鈴木俊一君) その点でございませうが、必ずその督促をいたします場合には、その前提として更正なり、或いは不申告の場合におきましては決定という処置があるものでございませう、それを前提として督促といふことがあつてございませう。尙その際におきまして、附加価値税におきましては青色申告の制度を採用するようになつておるから、そういう制度を採つております場合にございませう、更正もそういうものの帳簿を見、元に通つて行かなければ勝手にはやれないといふわけにございませう、只今御指摘のようなことは実際にはこれを避けなければならぬと申し、又事実そういうふうにいふよりは行かぬではないかとかうに考へております。のみならず地方税につきましては直接的でありますだけに、いろいろの徴税のやり方についての批判が多いわけでありませうから、そこはそれ、市町村で適正に円滑に行い得るものであると思ひます。

〇西郷吉之助君 これは大臣にも要望をしておきたいのですが、御承知の通り国税の場合には日本の経済情勢で納めたくても納められない非常に苦しい人が多いのだから、是非今度の地方税の場合には国税の場合におけるような画一主義をやらないように、是非そういう点は地方税のやり方は非常にいいといふように非常に親切に指導して頂きたいと思ひます。この点を特に大臣にもお願いしておきます。

〇委員(岡本榮祐君) 外に御質問でございませう。それでは次に進みます。

〇政府委員(鈴木俊一君) この市町村の目的税のところをさつき説明をしようとしたが、市町村の場合には水利地益税の外に共同施設税という目的税を考へております。これは市町村が共同体としての特色から共同の施設を市町村が直接に作るという場合にございませう、それに必要な設置の経費を目的税の形で利益を受ける者から取るという形のものでございませう。

第六條の公益等による課税免除及び不均一課税、第七條の受益に因る不均一課税及び一部課税、これらは従来のものと同一建前でございませう。第八條も従来の税法と同じような建前でありませう。九條の納税義務の承継、十條、

が、「道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任することについて」県から申請があつて、「地方財政委員会がその必要を認めて許可した」という場合、この三つの場合だけ委任ができるようにいたしたわけでもあります。委任をした場合にその費用を補償しなければならんというのは勿論であります。二十二條の徴収の嘱託は従来からあります制度でございます。委員長(岡本榮祐君) 以上につきまして……。

○高橋達太郎君 この十七條の特別徴收義務者に還付しなければならんというのだけれども、特別徴收義務者が不睦

定多数から徴収して納めたもの、即ち還付しても還しようがない場合にはどうするのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この過納或いは誤納と申しますのは、特別徴収義務者が入場いたしました者、或いは遊興いたしました者から税を取つておるわけでありまして、それ以上に徴収したというような場合にこれを或いは納付したという場合に還付するわけでありまして、そういうような問題は起らないわけでありまして。

○高橋達太郎君 そこで特別徴収義務者が徴収自体が、例えば入場税を余計取つたり、或いは入場税の場合にはあれでしようけれども、例えば遊興税のようなどきに計算違いで余計遊興者から取つて、そのまま納めてそれが発見された、そういうときにはどういう処置をするのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) その場合につきましては、まあ一般的なもの、納税者の方から異議があれば、いわゆる行政救済のいろ／＼の方法があるわけでありまして、特別徴収義務者の方がそれを発見した場合には、徴収すべからざるものを徴収したわけでありまして、これは勿論還さなければならんと思ひます。

○高橋達太郎君 鈴木君にお聞きしてゐるのはそうでなくあれですよ。私の申上げるのは遊興者から特別徴収義務者が間違つて余計取つてそのまゝそれを納めた。そこでその後誤算が発見されて特別徴収義務者が還す。ところが特別徴収義務者の方は不特定多数人だからそれはどうもどこに住居があるか分からないから返しようがない、こういうときの処置はどういうふうにするか

ということですが。

○政府委員(鈴木俊一君) これはその納税者をしてできるだけ追求をし又領収書等を取るようなことも認めておりますから、そういうような場合におきましてはそれは分ると思ひますが、若しどうしても分らないというような場合におきましては、その分は特別徴収義務者の所有に帰することになると思ひます。逆に、そういう場合でなく、全く逆の場合があるわけで、特別徴収義務者としては少ししか取つていないのに余計拂つたと、こういうような場合もあると思ひますのでございまして、正当に税法を適用しました場合に余計取るべきものを少ししか取らないで、これで県に納入したと、こういうような場合におきましては、その差額の分は特別徴収義務者が結局負担しなければならんことになるわけでございます。

○高橋達太郎君 今の説明だと何んか特別徴収義務者、特に遊興税のような場合においては不当に利得するやうな感じがしますが、そういうやうなやは何り不明な場合は府県に納めるのか、何り特別措置を講ずる必要があるのか、何でなくしてどうか。それではないと特別徴収義務者からいへば、故意の場合には別ですけれども、とにかく間違つて取り得たという事になるかと非常にまあ遊興税のような性質の税については悪用される虞れもあり、それでは特別徴収義務者の本来の納税の性質に反するのじやないかという気がしますがね。

○政府委員(鈴木俊一君) 税法の本来

の体系から申しますならば、遊興なり入場というやうな消費行為を行ひました者が直接県に税を納めるというのが建前であらうと存じます。ところが、そういうことは事実不可能であるというところから、徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定する制度を設けたわけでありまして、この制度は従来からあつたわけでありまして、この特別徴収義務者につきましては、今御指摘になりましたやうな場合に、特別徴収義務者がそれだけまあいわけに俗な言葉で申しますれば儲けるわけでございますが、逆にこれも本来取るべきものを取らないけれども、それだけの消費行為がありまして、納付した場合には、税法による納入金は当然に納付しなければならんわけでありまして、その場合、損を要するにプラスマイナスがあり得るわけでありまして、これは特別徴収義務者という制度を採りますることによりはば随分とるところの止むを得ない結果であらうと考へます。

○高橋達太郎君 私はそう考へないの、特別徴収義務者というものは、そういう営業をしておれば、事業の性質上当然にやういふ義務をやはり負担する営業を行なつておるのだと思ひます。それによつて不特定多数人から少く取つた場合に損するから、余計取つた場合にはその者に帰属させるというのとはやはりロジックに合わないの、やはりその不特定多数人に返すことができないというやうな場合には、やはりこういう過納金は特別徴収義務者に返すべきじやないかというのですか、どうなんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは例へばこの遊興飲食税の場合等におきまして料飲業の組合があり、その組合の組合長と申しますか、そういうやうなものを曾ては特別徴収義務者に指定をしておつたやうなこともあつたと思ひますが、こういうやうなことはやはり徴収の公平適正を期するという見地から適当でないということで、これは現在地方自治法上も禁止されておるわけでございます。そういうやうな点から従来のいろ／＼な遊興飲食税等について伴いがちの欠陥は是正をして来ているのでありますけれども、この特別徴収義務者の制度だけは、これを外しますと却つて徴収が困難になり、徴収に費用が余計かかるというやうなところからこれを取つておるわけでございます。まして、そういう意味の先程申上げておりましたやうなプラスマイナスの点は、どうも私共といたしましては止むを得ない結果であらうと考へております。

○高橋達太郎君 どうも僕は、鈴木さんの説明だと、例へば料飲店が組合を作つてその組合を特別徴収義務者にしておつたら、プール計算からいへばまあ損をする場合もあるから、そういう場合は特別徴収義務者の所得にしたらどうかという考へ方から出られたと思ひますが、今度のようにばらばらといたうことになる、この場合にはむしろ下手な取り方をすると、いつも損する。うまく余計取つた場合にはいつもその個人につきましては、特にお上から返して貰う、こういう形から却つてこういう制度を取つたのであるから、個人として返すことの当てのない金というものは、特別徴収義務者に返して

やるという方がおかしいのじやないかという気がするのですがね。どうでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 高橋さんの御心配になつておる点は誠に御尤もな点であります。これはまあ事実上の取扱をどうやつて行くかというやうな、この法律の執行の問題に属することだろつと思ひますが、具体的に一例を挙げて申上げますと、前売券を発行して入場料金を徴収した、ところがその興行を止めてしまつた、そうすると入場料金を返さなければならんわけでありまして、こういう場合に実際に興行者が入場料金を還付いたします場合には、これはやはり府県も先に納入されておりました入場税を返さなければならん、こういう方針を取つておられます。併しながら今例に挙げられましたやうな遊興した人からやはり遊興飲食税を取つた、それが取り過ぎたというやうな場合に、これを一体取り過ぎたという根拠をどうして料飲業者が地方団体に主張できるかというのを考へておるわけでありまして、いつ幾日誰が飲食したという事について取り過ぎた場合におきましては、これは明らかに主張できるだらうと思ひます。これは当然料飲業者は返さなければならんと思ひます。併し誰か徴収したか分らんがとにかく余計取り過ぎた、だから返して呉れ、こういうやうな場合には料飲業者が取り過ぎておると主張することは根拠がない、従つてこれは返したくても自然返せない、結局この法律の運用の問題でありまして、理論的には特別徴収義務者が必要なものを取つていませんでも、それは取るべきものを

納入金として納入しなければならぬわけでありまして、取るべからざるものを取つておる場合にはこれは返さなければならぬ建前でありまして、従つて納入しておつた場合には納税義務者に返すわけでありまして、府県はその料飲業者に返してやらなければならぬ。ただその際に不特定多数人で返せないという場合につきましては、それは府県に対して取り過ぎておるといふ主張を行うことができないのじやないかというふうに考えておりまして、理論的には次長が申上げた通りでありまして、実際問題としては高橋さんの言う通りになるのじやないかと考えております。

○高橋進太郎君 どうも私奥野政府委員の言うことが分らないのですが、そうするとこの規定は不特定多数人から取つて、その返付するところの納税者が分らないようなときにはこの規定は適用されないということなのですか、そうじやないのですか。ちよつと言葉が足りなかつたのですが、要するにあなたの言うように、納税者が分らないときだけこの規定が適用されるのであつて、納税者が分らないような誰が遊興したか分らないような場合において、この問題が起つたときにはこの規定は適用されない、こういう御趣旨なんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 特別徴収の場合でありましたら、不特定多数人の場合でありまして、実際問題として還付できる、特別徴収義務者が料金を納めた人に返さなければならぬ、返せる場合であつて、初めて可能であるというふうな主張ができるのじやないかというふうなことを考えておるので

して、そういう意味で高橋さんの言うようなことになるのですが、理論的には次長が言われる通りだと、かように申上げておるのであります。

更にもう一例を申上げて見ますと、電氣ガスを余計徴収しておつた。これは明らかにそれを納入しておりましたら可能であります。これは返さなければならぬわけでありまして、これは次の料金と差引するといふような方法がとれるだらうと思ひます。これは明白でありますから取り過ぎたといふ場合は自然可能であるから返すといふことは問題にならぬと思ひます。若し飲食税でありましたら、これは實際は領收書等がございましたら分つてゐるでありまして、可能であるか、可能でないかといふこと自体は遊興飲食関係の業者が立証できないのじやないか。返せるくらいのものでありましたら、これは本人に返すわけに参りますから立証できるであらう。自然返せないようなものにつきましては可能であるといふ立証自体ができないのじやないか。自然運営の面においては高橋さんのおつしやる通りになるのじやないかというふうなことを申上げてゐるのであります。

○高橋進太郎君 どうもよく分らないのですが、設例を申上げると、料理店が開店早々で二割取るべきところを二割五分平均取つてゐた。それを納めたところが五分だけ返して貰つた、ところがその中にはお得意があつて、五分の中の、例えば百万円なら百万円の中の五十万円は返した。ところがあとの五十万円は「ふり」で来たからどうも返しやうがない。そういう場合に五十万円の問題がどうなるかということをお

聴いてゐるのです。○政府委員(鈴木俊一君) その点は先程から申上げておりますように、そういう事実がないといふことを申上げてゐるのではなくて、今御指摘のようにもつと余計取るべきものを少く取つたといふ場合、或いはもつと少く取るべきものをもつと余計取つたといふ場合におきましては、特別徴収義務者に或いは余計に還付される、或いは追徴されるといふことがあるわけでありまして、そういう負担を特別徴収義務者が制度上は負わなければならぬ。その点は特別徴収義務者という制度を探りました場合におきましては止むを得ない結果である。直接納税者から納めるという建前になつてゐないからどうして仕方がない。併しその場合におきましても、はつきりとの納税者から余計取り過ぎてゐるし、どの納税者から取り方が足らなかつたといふことが明らかなる場合には、特別徴収義務者としてはそれは返して行かなければならぬ。こういうことであつて、その点が悪いとすれば事実この法案が悪いといふことになるわけでありまして、これは止むを得ない結果であらう、かように考えておるのであります。

○高橋進太郎君 議論しても、ちよつと大蔵大臣の……、全体について減税になるか増税になるかを議論するの……、一方において損するけれども一方において得だからいいじやないかといふことは、これは私は得する者と損する者とが具体的に違ふのであつて、従つて得する者についてはどうもそれに返すといふことは適當でないと思ひますが、これ以上は考へ方だと思ひますから私はこれで打ち切ります。

○委員長(岡本重祐君) 外に御質問ございせんか。それでは総則はこれで終りまして、次に第二章道府県の普通税、第一節は後述にいたしまして、第二節入場税から入ります。九十五ページ。

○政府委員(鈴木俊一君) 入場税につきましては、唯か前回の国会で一部改正の法律案が通つて、それによつて現在施行いたしておりますので、多くはその点にすでに改正を加へられた点がございまして、その外に若干この案におきましてプラスをいたしてあります。すなわち中心に申上げたと思ひます。

第七十五條、これは前回の法案の中にすでに謳われておるのでございまして、要するに一種、二種その他で娯楽性といひますか、興行性の強いものを第一種、文化性の高いものを第二種といふように場所的に区分をいたしてあります。第三種の方は入場とかいふ觀念に該當いたしませんので、第三種としてこの区分をいたしておるわけでございます。一種、二種につきましてはその対象の性格からいつて税の率を調整いたしておるわけでございます。

第七十六條の「入場税のみならず課税」といういささかおかしいような名前でございますが、この点は要するに原則として一項は公務又は業務で警察官が入る場合とか、映写技士が入る場合を除いて、仮に入場料又は利用料を拂わないで入つても、全額の入場料金、利用料金を支拂つたものとして入場税を課するといふ規則でございます。それから第二の点は、従来からいへば、

題のありました点でございまして、いわば全員の無料入場ということでございますが、そういう場合におきまして全く文字通りの無料興行であるといふことであるならば、これは問題がないわけでございますが、実際問題として入場料なり利用料を取らない建前にして置きながら、他の名義等におきまして入場料、利用料に相当するものを取りまして、そうして催しをする、こういうようないわば脱税の意圖のものがあるわけでございます。そういうような場合におきましては、その催物に要したところの経費を入場料金又は利用料金とみなしまして、この主権者等から入場税を取ること、この規定であります。これは要するにこの規定を常に発動するといふわけではありませんが、脱税の意圖が明確である場合に入場税を課することができるといふ機能を都道府県に與えておるわけでございます。

それから第七十七條の入場税の税率は先程申上げましたように、すでに前回の改正で百分の百五十が百分の百に下げられておるわけでございます。但書の点はこれらの参議院の方の御修正の通りでございます。

それから七十八條の入場税の課税の免除でございます。これは児童、生徒、学生、若しくは卒業生の団体といふようなもの、或いはPTAのような学校の後援団体、或いは学校、或いは社会教育の関係団体、或いは社会事業なり更生保護事業なりを經營する者、或いは生活保護施設、児童福祉施設、或いは身体障害者の更生保護施設、こ

学生なり、生徒なり、児童なり、又は
いゆる素人がやるといふ演劇、演
奏、こゝろいつたものにつきましては若
しもその純益が全部教育の事業なり、
或いは社会事業、更生保護事業、その
他の特定の事業に支出されて、その催
しに参加したものが何ら報酬を受けな
いというような場合においては、入場
税を免除するという課税免除の規定で
ございます。

○委員長(岡本榮祐君) そこまで、以
上につきまして御質問を願います。
○中田吉雄君 この七十七條の税率は
前に比べると低くなつたのですが、シ
ヤウプ勸告では世界最高の税率とい
うようになっておりますが、外国の方
はどのくらいか分りますか。

○政府委員(鈴木俊一君) この入場税
の税率は全く御指摘の通り非常に高
い税率でございますが、アメリカ等にお
きましては非常に低く、二、三%に
なつておつたと思ひます。これは一般
の売上税の税率と大差ないようになつ
ておつたように記憶いたしております
が、ここにおきまして、百分の百とい
う税率を採らなければならぬ理由とし
ては、府県に割当られてお
ります附加価値税、入場税、遊興飲食
税、この三つが府県の主要なる税源で
ございまして、入場税といつたしまし
ては、やはりこの程度の税率を現在の段
階としては採らないと府県税の税収が
確保できないというところから、こ
ういふような税率を考へてい
るわけでございます。勿論御指摘のよう
に、将来の問題といたしましてはこれ
は軽減をして行かなければならぬもの
である、かように考へております。
で、先程アメリカ等の例を申し上げま
したのであります。確かにフランスな
どにおきましては五〇%程度の入場税
を取つておると思ひます。

○中田吉雄君 この一定の予定された
税額を徴収するにしましても、もう少
し下げると入場者が多くなつて多く取
れるというような逆の相関関係がある
と思うのですが、そういう長所はあり
ませんか、税を高くすれば入場者が少
くなるし、低くすれば多くなるという
ような。

○政府委員(鈴木俊一君) それは一つ
のお説だと存じますが、現在の入場
料金から考へますと、まあ百分の百
五十といふようなことではさういふよ
うな傾向が或いはあつたのではないか
と思ひますが、全体といたしましては
左程の影響はないのではないかと
ふうに考へておる次第でございます。

○中田吉雄君 この入場税の予定の収
入なんです、大都市のあるような府
県は、やはり政府が予定されておるよ
うな、今配付して頂いておるような税
額は取れると思うのですが、大抵小さ
い県におきましては予定を下廻つてい
るのですが、そういう関係の調査はあ
りませんか。例えば昨年度予定して政
府が平衡交付金を配付される基準にさ
れて、実年度末にそれだけ入つてお
るか。遊興飲食税については脱税が相
当あると思うのですが、これは比較的
脱税も少いと思うのですが、その関係
を。

○政府委員(鈴木俊一君) 入場税につ
きましては、今中田さんの仰せになり
ましたように、遊興飲食税に比較いた
しまして脱税防止の方法もいろいろ考
えておりまして、比較的脱税が少く大
体予定いたしました税収を各都道府県
共上げておる実情にあると考へており
ます。

○委員長(岡本榮祐君) それから政府
委員にお尋ねいたしますが、入場税が
高いから下げて呉れというので、当委
員会の意見としては、百分の百でなく
百分の六十くらいに下げたらいよいよ
ないかといふようなことも考へておる
わけでありまして、又この純益を研究
発表する会場に鑑賞のため入場する者
などについて、百分の四十に思ひ切つ
て下げたといふので非常に喜ばれたの
であります。この入場税が下つた
に拘わらず入場券といふもの、それ
は前と変わらないのですか。つまり業者
が非常に儲けて、一般入場者の利益に
はならないといふような傾向がありや
しませんか。その点の調査ができてお
りましたら。

○政府委員(鈴木俊一君) 今ここに具
体的な資料は持つておりません。入場
税の税率が下つただけでそれだけ入場
料金を下げておらない事例が相当ある
ように考へます。先程中田さんの仰せに
なりましたような御疑問の点に對しま
しては、このようない問題もやはり一
面においてあるわけでございます。

○中田吉雄君 この昭和二十五年都
道府県別税収入見込額の入場税につ
きまして、鳥取県は二千六百万、島根
県は三千六百万となつておりますが、
これは何か誤りではありませんか。そ
れが鳥取県なんかにおきましては従来
も非常に下廻るのでありまして、例え
ば共同募金のときに行う興行について
すら特例を設けない。それほどにして
もなお相当下廻つておるのですが、若
し共同募金なんかでも免税にすると、
配付税を少く配付される一つの大きな
何があるからというので、共同募金
から入場税を取つておるのです。これ
何か表の裏ではありませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は取
調べました上で後刻申し上げること
にいたします。

○委員長(岡本榮祐君) この第七十八
條の課税免除の規定ですが、社会教育
法第十條の社会教育関係団体、その中
に大日本体育会のごとき、文部省の社
会教育局といふもの、それで指導し
後援をしておる有力な団体、これが催
すアマチュアのスポート、それをカ
バーしておるかどうかお尋ねしてお
きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は私
共もいろいろ研究をいたしました。が、
社会教育法第十條の社会教育関係団
体の中に入るであらうといふふうに解
釈をいたしております。

○委員長(岡本榮祐君) 並べて書いた
のであります。やはり体育のごときは
日本の文化国家再建の上に非常に必要
な問題でありますから、是非同等に取
扱ふことを要望して置きたいのであり
ます。

○高橋進太郎君 外の税目について
は、標準税額と申しますか、大体のそ
ういふ税金の標準的なもので、あとは
府県に任しておるようなやり方なん
です。この入場税全体についても、一
体この税率をどういふふうに決める
か、係数を非常に厳格に決めて、府
県例では非常に抜き差ししないならん
ような決め方をしておるのですが、
何かどうも法律で決めなければなら
んといふ一つの理由があるのではな
いか、この点を一つ。

○政府委員(鈴木俊一君) この入場税
の税率は、先程からいろいろ御指摘が
ございましたように、確かに政府とい
たしましては高過ぎると思つてあり
ます。これがもう少し二、三%とか或
いは五、六%といふような率になつ
て参りますれば、標準税率といふよう
な形をとつてもよいと思つてありま
す。が、何分非常に高いので法律では
つきりと法定をいたして置けません
と、徴収が非常に困難になる、又それ
だけの税額が入らないと全体の財政計
画が立たないといふようなところか
ら、現在のところではこれを一応百分
の百といふようにいたしておる次第
であります。

○委員長(岡本榮祐君) 外に御質問ご
さいませんか。それでは先に進み
ます。第七十九條。

○政府委員(鈴木俊一君) 七十九條
この点は徴税吏員の質問検査権で一般
の質問検査権と同じでございます。そ
れから入場税に係る検査拒否等に関
する罪、それから入場税の納税管理人、
これも従来と同じであります。それ
から入場税の納税管理人に係る虚偽の申告
に関する罪、これも同様であります。
入場税の納税管理人に係る不申告に關
する過料、それから第八十四條の入場
券又は利用券の交付及び切取の義務で
あります。この点は入場税の脱税防
止の方策として考へておる規定でござ
いまして、この第一項におきまして
は、道府県が作成する用紙をもつて入
場券又は利用券を発行し、これを入場
者又は利用者に交付しなければなら
ない。映画館等におきましては、府県
の作成する用紙をもつて入場券を発行
して行かなければならぬ。それには第
二項で一連の番号を附けるというふう

してあるわけですが、そうして更に第三項におきましては、その入場の際に入場券なり利用券なりの呈示を求めて、これを半ばは取り取つて、他の半ばを入場者又は利用者に返すと、こういうふうなことにしております。これはまあ要するに入場券を何と申しますか、偽造というふうなことをできるだけ防ぎ、又入場券のたらい廻しというふうなことを防ぎまして、脱税を少からしめようという趣旨の規定でございます。八十五條はそれにつきましての義務違反に関する罪の規定でございます。

○委員長(岡本榮祐君) そこまで。以上につきまして御質問ございせんか。

○安井謙君 七十九條の検査と質問に絡む罰則ですけれども、普通まあ刑事が家宅捜索にしても令状かなんか持つて来るし、或いは質問に対しては黙秘権というものが今日あるわけですが、その点は税務官吏だけが特別な權利を許されるのですか。その点がはつきりしませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは第二項におきまして、その身分を証明する証票を携帯して行くことは、これは絶対の要件でありまして、関係人の請求があればこれを呈示しなければならぬというところであります。それから今の御質問の要點と考へますと、第四項に犯罪捜査のためにこの質問なり検査の権限を認めたのではない、こういういわば一種の精神的な規定を置きまして、徴税官吏の心構えと申しますか、検査上の範囲は飽くまでも徴税のその必要限度に止むべきであるという趣旨を注意的に規定をいたしておる次第であります。

○安井謙君 今の質問に答えない者もこれはやはり適用するのですか、黙秘権との関係。

○政府委員(鈴木俊一君) この憲法上の黙秘権との関係におきましては、これは行政上の問題であつて、いわゆる刑事上の問題についての黙秘権とは違ふものである。こういう解釈をいたしております。

○委員長(岡本榮祐君) それでは次に移ります。第二款徴収。

○政府委員(鈴木俊一君) 入場税の徴収方法でございますが、これは特に變つた点はないんですが、この八十六條で全員無料入場というふうな場合につきましては、特別徴収の方法によらないで、申告納付の方法によらないで、申告納付の方法によらないで、規定を新しく決めておられるわけでございます。それから入場税の特別徴収の手続は先程来いへる御議論がございまして、八十七條に規定してあるわけでありまして、道府県の條例で定める納期限までに徴収すべき入場税の課税標準額、その他を記載した納入申告書を提出してその納入金を当該道府県に納入する義務を負う、これが特別徴収義務であります。

○政府委員(鈴木俊一君) これは第二項におきまして、その身分を証明する証票を携帯して行くことは、これは絶対の要件でありまして、関係人の請求があればこれを呈示しなければならぬというところであります。それから今の御質問の要點と考へますと、第四項に犯罪捜査のためにこの質問なり検査の権限を認めたのではない、こういういわば一種の精神的な規定を置きまして、徴税官吏の心構えと申しますか、検査上の範囲は飽くまでも徴税のその必要限度に止むべきであるという趣旨を注意的に規定をいたしておる次第であります。

○安井謙君 今の質問に答えない者もこれはやはり適用するのですか、黙秘権との関係。

○政府委員(鈴木俊一君) この憲法上の黙秘権との関係におきましては、これは行政上の問題であつて、いわゆる刑事上の問題についての黙秘権とは違ふものである。こういう解釈をいたしております。

○委員長(岡本榮祐君) それでは次に移ります。第二款徴収。

○政府委員(鈴木俊一君) 入場税の徴収方法でございますが、これは特に變つた点はないんですが、この八十六條で全員無料入場というふうな場合につきましては、特別徴収の方法によらないで、申告納付の方法によらないで、規定を新しく決めておられるわけでございます。それから入場税の特別徴収の手続は先程来いへる御議論がございまして、八十七條に規定してあるわけでありまして、道府県の條例で定める納期限までに徴収すべき入場税の課税標準額、その他を記載した納入申告書を提出してその納入金を当該道府県に納入する義務を負う、これが特別徴収義務であります。

○政府委員(鈴木俊一君) これは第二項におきまして、その身分を証明する証票を携帯して行くことは、これは絶対の要件でありまして、関係人の請求があればこれを呈示しなければならぬというところであります。それから今の御質問の要點と考へますと、第四項に犯罪捜査のためにこの質問なり検査の権限を認めたのではない、こういういわば一種の精神的な規定を置きまして、徴税官吏の心構えと申しますか、検査上の範囲は飽くまでも徴税のその必要限度に止むべきであるという趣旨を注意的に規定をいたしておる次第であります。

○政府委員(鈴木俊一君) これは第二項におきまして、その身分を証明する証票を携帯して行くことは、これは絶対の要件でありまして、関係人の請求があればこれを呈示しなければならぬというところであります。それから今の御質問の要點と考へますと、第四項に犯罪捜査のためにこの質問なり検査の権限を認めたのではない、こういういわば一種の精神的な規定を置きまして、徴税官吏の心構えと申しますか、検査上の範囲は飽くまでも徴税のその必要限度に止むべきであるという趣旨を注意的に規定をいたしておる次第であります。

等の信用等は比較的少い、一晚興行をやつてすぐ翌日はどこかに行つてしまふ税金が取れないというふうなことが従来まああるわけございまして、そういう場合におきましては入場税の予納をさせることができる、これを道府県の條例でその細目は定めると、こういうふうなことを考へておる次第であります。

それから第二項の点はいわゆる臨時興行の場合でございます。道府県は、第一種の場合の所有者がその場所における催物に係る入場税を徴収すべき義務を負わない場合において、当該場所における催物が臨時に行われ、且つ、その催物に係る入場税の特別徴収義務者がその納入すべき納入金を納入しなかつたときは、当該道府県の條例で定めるところによつて、その所有者に対し、特別徴収義務者が納入すべき納入金に相当する金額の支拂を請求することができ、特別のこの興行者が田舎の映画館等のあります所へ参りまして、そこで臨時に催物をやるという臨時興行の場合におきまして、その映画館等の所有者自身は地方の者でございまして、信用があるわけでありまして、そこでやる興行者が旅廻りのもので必ずしも信用がない、従つて入場税を納めないで行つてしまふということも従来まああるわけでありまして、そういう場合に処する途として、特別徴収義務者が若し納入しなかつたならば、その納入すべき金額の支拂の請求の權利を道府県に認めたいというところであります。所有者と興行主との間におきましては、その借入の契約の際にこれに對応するところの措

置が契約上なされるであろうと予期をいたしておる次第であります。場所の所有者といたしましては、拂つた税金に代るものが貰えない場合におきましては、特別徴収義務者に対して求償権を持つておる。で、求償権について訴えを起した場合には、府県の方には積極的これを援助しなければならぬと、こういう規定を四項、五項に置いておるわけでありまして。

それから八十九條は特別入場税の特別徴収義務者に対して、各利用する場所なり入場する施設なりの、その場所なり施設なりごとに、特別徴収義務者としての登録をしなければならぬ、映画館のものなりが登録をする、そのための申請を知らなければならぬといふことと規定されております。その場合においては特別徴収義務者であるという証票を知らずから交付しなかつた、それを公衆の見易い場所に置くよりまして徴税者側の府県の税の便宜を與え、納税者、特別徴収義務者の方の責任を自覚せしめようといふ趣旨のことでございまして。

九十條はそれに関する罪に關する規定であります。九十一條は先程ちよつと申し上げました申告納付の場合、全員無料入場等の場合におきましては、主催者側から納付をするわけでございますが、その場合の手続を書いておる次第であります。九十二條は脱税に關する罪、九十三條は納期限の延長の規定、九十四條は申告納付の場合、或は申告納入の場合の更正決定の規定であります。九十五條、九十六條は、これは一日百円につきまして四銭という延滞金に關する規定でございます。それから九

十七條は、過少申告加算金、不申告加算金、申告納付をいたすべき特別徴収義務者が申告いたした額が過少であるという場合におきまして、或いは延滞金を納めなければならぬんですが、それが更に正当な事由がないと認める場合におきましては、その不足額が二千円以上であるときには、その金額に百分の五の割合の過少申告加算金を徴収するといふことであります。申告書を提出すべき期限までに提出しなかつた場合について正当な事由がないと認めれば不申告加算金を取る、これは税額が千円以上の場合を押えまして、それぞれの不申告の期間に応じて、一ヶ月以内の場合には百分の十、二ヶ月以内においては百分の十五、三ヶ月以内においては百分の二十、三ヶ月を超えたる場合は百分の二十五という不申告加算金額を取るようになつておるわけでありまして。こういうふうなことで、特別徴収義務者の申告期限を確保しよりこつて考へてございまして。

第九十八條は今の過少申告加算金或いは不申告加算金等につきまして、その基礎となる「事実の全部又は一部を隠蔽し」をしたり、或いは仮装した事実を基に申告書を提出した」といふ場合におきまして、過少申告加算金額に代えて百分の五十の割合の重加算金額を取らうという趣旨の規定でございまして。第一項は過少申告加算金第二項は不申告加算金のものとありまして、不申告加算金の外に更に重加算金額を取る、こういう一番重い場合を規定しておるというわけでありまして。それから第三款の更正、決定等に關する……

第九十八條は今の過少申告加算金或いは不申告加算金等につきまして、その基礎となる「事実の全部又は一部を隠蔽し」をしたり、或いは仮装した事実を基に申告書を提出した」といふ場合におきまして、過少申告加算金額に代えて百分の五十の割合の重加算金額を取らうという趣旨の規定でございまして。第一項は過少申告加算金第二項は不申告加算金のものとありまして、不申告加算金の外に更に重加算金額を取る、こういう一番重い場合を規定しておるというわけでありまして。それから第三款の更正、決定等に關する……

第九十八條は今の過少申告加算金或いは不申告加算金等につきまして、その基礎となる「事実の全部又は一部を隠蔽し」をしたり、或いは仮装した事実を基に申告書を提出した」といふ場合におきまして、過少申告加算金額に代えて百分の五十の割合の重加算金額を取らうという趣旨の規定でございまして。第一項は過少申告加算金第二項は不申告加算金のものとありまして、不申告加算金の外に更に重加算金額を取る、こういう一番重い場合を規定しておるというわけでありまして。それから第三款の更正、決定等に關する……

第九十八條は今の過少申告加算金或いは不申告加算金等につきまして、その基礎となる「事実の全部又は一部を隠蔽し」をしたり、或いは仮装した事実を基に申告書を提出した」といふ場合におきまして、過少申告加算金額に代えて百分の五十の割合の重加算金額を取らうという趣旨の規定でございまして。第一項は過少申告加算金第二項は不申告加算金のものとありまして、不申告加算金の外に更に重加算金額を取る、こういう一番重い場合を規定しておるというわけでありまして。それから第三款の更正、決定等に關する……

第九十八條は今の過少申告加算金或いは不申告加算金等につきまして、その基礎となる「事実の全部又は一部を隠蔽し」をしたり、或いは仮装した事実を基に申告書を提出した」といふ場合におきまして、過少申告加算金額に代えて百分の五十の割合の重加算金額を取らうという趣旨の規定でございまして。第一項は過少申告加算金第二項は不申告加算金のものとありまして、不申告加算金の外に更に重加算金額を取る、こういう一番重い場合を規定しておるというわけでありまして。それから第三款の更正、決定等に關する……

第九十八條は今の過少申告加算金或いは不申告加算金等につきまして、その基礎となる「事実の全部又は一部を隠蔽し」をしたり、或いは仮装した事実を基に申告書を提出した」といふ場合におきまして、過少申告加算金額に代えて百分の五十の割合の重加算金額を取らうという趣旨の規定でございまして。第一項は過少申告加算金第二項は不申告加算金のものとありまして、不申告加算金の外に更に重加算金額を取る、こういう一番重い場合を規定しておるというわけでありまして。それから第三款の更正、決定等に關する……

第九十八條は今の過少申告加算金或いは不申告加算金等につきまして、その基礎となる「事実の全部又は一部を隠蔽し」をしたり、或いは仮装した事実を基に申告書を提出した」といふ場合におきまして、過少申告加算金額に代えて百分の五十の割合の重加算金額を取らうという趣旨の規定でございまして。第一項は過少申告加算金第二項は不申告加算金のものとありまして、不申告加算金の外に更に重加算金額を取る、こういう一番重い場合を規定しておるというわけでありまして。それから第三款の更正、決定等に關する……

第九十八條は今の過少申告加算金或いは不申告加算金等につきまして、その基礎となる「事実の全部又は一部を隠蔽し」をしたり、或いは仮装した事実を基に申告書を提出した」といふ場合におきまして、過少申告加算金額に代えて百分の五十の割合の重加算金額を取らうという趣旨の規定でございまして。第一項は過少申告加算金第二項は不申告加算金のものとありまして、不申告加算金の外に更に重加算金額を取る、こういう一番重い場合を規定しておるというわけでありまして。それから第三款の更正、決定等に關する……

第九十八條は今の過少申告加算金或いは不申告加算金等につきまして、その基礎となる「事実の全部又は一部を隠蔽し」をしたり、或いは仮装した事実を基に申告書を提出した」といふ場合におきまして、過少申告加算金額に代えて百分の五十の割合の重加算金額を取らうという趣旨の規定でございまして。第一項は過少申告加算金第二項は不申告加算金のものとありまして、不申告加算金の外に更に重加算金額を取る、こういう一番重い場合を規定しておるというわけでありまして。それから第三款の更正、決定等に關する……

第九十八條は今の過少申告加算金或いは不申告加算金等につきまして、その基礎となる「事実の全部又は一部を隠蔽し」をしたり、或いは仮装した事実を基に申告書を提出した」といふ場合におきまして、過少申告加算金額に代えて百分の五十の割合の重加算金額を取らうという趣旨の規定でございまして。第一項は過少申告加算金第二項は不申告加算金のものとありまして、不申告加算金の外に更に重加算金額を取る、こういう一番重い場合を規定しておるというわけでありまして。それから第三款の更正、決定等に關する……

それから第百三條でありますが、入場税に係る滞納処分に関する罪、これは從來もこういう関係の規定はもとめて書いてあつたのであります。それを、それを、国税につきまして、こういうふうな規定を設けた次第であります。

それから百四條は入場税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪、これも大体国税に同様の趣旨の規定が置いてございます。

百五條は入場税に係る交付要求であります。これは総則のところでもつと御説明を申し上げましたが、今回新しく交付要求の制度を認めたわけでございまして、府県の徴税吏員がここに書いてありますように一から六までの

事態がございました場合にしましては、地方団体の徴収金については交付要求をしなげなければならない、こういうことであります。勿論直接差押すべき財産があればそれを差押えていいわけでありまして、そうでない場合には必ず交付要求をして財政を確保しなければならぬようにする、こういうことであります。交付要求をいたしました場合にしまして、国の徴収金には優先しませんがその他の公課につきましては優先をいたしまして取れるわけでありまして。

それから第六條の入場税に係る延滞加算金、これは督促状を発しました場合にしましては従来から取つておつた延滞金でございますが、これを延滞加算金という名前にいたしてあります。内容は従来のものと同様でございますが、総額は第二項におきまして「納入金額又は税額の百分の五をこえることができない」という一つの制限があります。

第五款が犯罪取締であります。これは国税犯罪取締法の規定を入場税につきまして準用するということでございますが、第八條はこれを準用いたしました場合に、国税犯罪取締法はそれぞれプロックごとであります。国税局長、その下の税務署長というふうなものとそれ、機関が違つておりますので、その相対する機関をどれにするかというこの振分けをして書いてあるわけでございます。プロックの国税局長の職務に相当するものは府県知事がやり、それから税務署長の職務については道府県知事、又は條例によつて設ける支庁、地方事務所或いは税務に関する事務所を大都市等では設ける

ことになりまして、そういうものがそれぞれ国税局長の職務で国税犯罪取締法に書いてあることをやる、こういう意味でございます。

それから第一百條に「第七條の場合において、入場税に関する犯罪事件は、間接国税に関する犯罪事件とす」とありまして、国税犯罪取締法におきましては、直接国税に関する犯罪取締の方法と、間接国税に関する犯罪取締の方法と二通りあるわけでありまして、直接国税に關するものにつきましては、間接国税の場合と違ひを認めておりません。が、間接国税に關する犯罪取締につきましては、徴税吏員が犯罪の事実があると認められた場合にしましては、罰金、過料に相當する限度の犯罪事件につきましては、犯罪者にその旨を通告することによつて一種の簡易なる裁判ができるような形になつておるわけでありまして、その原則で入場税は消費税であり間接国税的なものでございまして、そこで間接国税に關する犯罪事件をするというところと、その通告処分をこの税務署長に相當する地方事務所長なり支庁長或いは税務の事務所長に認めよう、という趣旨でございます。

第一百一條は通告処分によつて納付されたものは当該府県の収入になるということであります。

第一百二條は犯罪事件に関する検査拒否の罪でございます。

○委員長(岡本榮祐君) 第三款、四款、五款について御質問をお願いいたします。

○高橋進太郎君 遊興飲食税で以前から宿屋へ泊つても取る、これはどうも

遊興という字が不適当だというので直して欲しいというふうな要望があつたのですが。

○委員長(岡本榮祐君) 高橋君に申し上げますがまだ遊興税に入つておりません。入場税だけです。

○石村幸作君 入場税、それから次にある遊興飲食税又市町村税の電気ガス税等の特別徴収義務者については條文に出ておるのですが、この法的根拠といふものはどんなものですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 特別徴収義務者の制度は御承知のごとく大分昔からあるわけでございますが、大衆が消費行為をいたしますような場合にしまして、それに対して地方団体が課税をいたしますと、本当はその一人一人の大衆が納税義務者になるわけでございます。そこでその一人一人の納税義務者から税を取るといふことのために、その大衆の消費行為の行なはれる旅館或いは映画館なりというようなところに原から徴税の職員を派遣したりしなければならぬので、そのために相當の徴税費がかかるわけでございます。殊に遊興飲食の場等におきましては実際問題としてそういうことは不可能でございます。そこで特に徴収上の便宜を有します映画館の所有者或いは興行主或いは料理店の経営者というふうな者に対しては、地方団体の持つております徴税事務を委任をいたしましたので、その徴税事務を地方団体の知事において代つてやつて貰うというふうな考へ方のものでございまして、これはやはり徴税の能率を上げ最小の経費で税源を得ようというところから、特にそういう地位にありまする者に地方団体が同の認

めた法律によつて任しておるところの一つの仕来りというふうな性格のものであるというふうに考へております。

○石村幸作君 今のお話分つていますが、この義務付けられてゐるのですか、強制的なものでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはそれぞれ府県の條例でいろいろものを特別徴収義務者にするかといふことを決めるわけでございます。そこでこれで申しますと、百八頁の八十八條に入場税の特別徴収義務者の規定がございまして、こういう法律の基礎によりまして、府県の條例において具体的に誰が特別徴収義務者になるかといふことを規定をいたしますから、その條例の規定によつて果してそれが法律上義務付けられておるかどうかということが判明すると思つておりますが、多くの場合は義務付けられておるよう存じております。

○石村幸作君 そうするとさつきの中に最小の経費でとお話がありました。が、そうすると地方団体の義務者に対して、徴税の手数料とか交付金といふものを今まではまあ出した所もあるし、出してはいけないうことにも一応なつたんですね。今後この新税法ではどういふお考えでしよう。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のよう古い地方税法におきましては、取扱交付金を特別徴収義務者に交付をするといふような制度を採つておりましたので、その後国税と地方税との制度につきまして検討が加えられました結果、特別徴収義務者として指定されるような人達は、税金を徴収するに付ても便宜を有するが、併し又そういう業態を営んでゐるということは半面

ういう税金を徴収するような公けの仕事に奉仕しなければならぬ義務を負つておる性質のものなんです。そういうものに対して取扱交付金を交付することはよろしくない、こういうふうな考へ方になりました。同時に国税の制度につきましても、地方税の制度につきましても交付金を交付するといふ規定を削除したわけでありまして、従つて現行法では交付しないという制度になつておると御了解願つてと思ひます。

○石村幸作君 そういふふうになつておるんですけれども、納税の成績を上げる意味において交付した方がいゝと政府は考へませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点はまあいろいろ考へ方があると存じます。府県が特にその徴収事務をその限度に託しまして委任をいたしまして、その徴収事務を府県に代つてやつておるといふ場合におきましては、それに対する相當の反対給付少くとも実費は、これだけやつて然るべきじゃないかという論が出るだらうと思ひます。この点は実は先程もちよつと申し上げましたが別個の見地から、例えば料理屋や飲食業組合の組合長というふうなものを特別徴収義務者に指定をいたしましたような場合については、従来は一種の割当課税式の課税方法が行われておつたわけでございますが、そういうふうなことはやはり税の公正なる徴収の上からいつて適當でないといふ一つの強い政治的な關係方面の意向がございまして、従つて現在地方自治庁等におきましてはそういうようなことを非常に嚴重に禁止をしており、そういう事実があつた場合にはこれを直ちに検査官の

が、証紙の都道府県による発行です。信託の隣政庁にお尋ねして置きます。

が、これは確かに現行法においては條例によつて証紙を発行することができるとなつてゐるのではなからうかと思ひます。それで東京都などではどうなつ

ておりましたが、訓紙を東京都から発行しておつたかどうか……発行することとができなかつたのじやなからうかとありますが、今度この法律が出たと仮定して、九月一日から入場税に關する規定は適用されるようですが、一ヶ月くらいの間に果して実行ができるかどうか、この点をお尋ねして置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の入場税の入場券或いは利用券等を都道府県で作つたものを強制的に使用させるといふことはこの案において考えていることとございまして、現在におきましては御指摘のごとくそういう法律上のごときはございせん。で、若しもこの

沙彌が近道をしたからと、今度、
 程度、の期間を置いてから、今度の入場券、
 利用券を都道府県が発行するようなも
 ので全部やれるかというようなお尋ね
 でございますが、これはそれらの關
 係の道府県の條例で定めることに相成
 つておりますから、その條例の定める
 時期によるわけでありまして、自分の
 区域内の全体の入場券なり、利用券と
 いうものにつきましての使用と発行が
 どの程度可能であらうかということを
 勘案をして、各都道府県で決めて貰
 うということになるわけであります。

○委員長(岡本愛祐君) お尋ねいた
 ますが、條例で定めるというのはどこ
 に書いてあるのでありますか、都道府
 県が発行しなければいかんという規定

は八十四條にあるのです。その施行時期は附則によつて九月一日となつております。それだけでは……一ヶ月の間にそういう準備ができるかどうか。東京都の中におきまして、これだけの多くの映画館、演劇機関があつて……

○政府委員(鈴木俊一君) それは聊か読み方としては奇異でございますが、八十四條の一項に「及び当該道府県の條例で定める場合を除く外」ということと、実情に即するように一應全部的に除いて、間に合うような時期まではこれを動かさないような形にしてはどうだろうかというふうに考えております。

○委員長(岡本榮祐君) 随分無理な読み方だと思つておりますが、第八十四條第一項に規定する「公務又は業務に因り入場する場合、同條第二項に規定する場合」という並んで書いてあるのですから、そういうことまで当該道府県で定める場合を除くの外という中に施行期日まで含んでおるのじやなからうかと思つておりますが、聊か読み方をするより仕方がないと思つておりますが、その点どうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 委員長の御指摘のごとく、聊か読み方としてはおかしい読み方でございますが、原案におきましてこういう形に相成つておりました。今回必要箇所を訂正いたしました。提案をいたしましたのでございまして、成るべく早く施行をし、実施せしめたいという考え方で、聊かこういう無理な規定になつておりますけれども、これでやつておるわけでありまして、施行の期日はこの附則の一項にございまして、九月一日

からでございます。若しも今月中に通過して成立するということに相成りますならば、府県としてもこの八十四條の第一項の規定を動かさないで、成るべく間に合うように努力をして貰うように政府としても努力いたしたいと、こう考えております。

○委員長(岡本榮祐君) 外に入場税について御質問でございますか。それじや次の第三節遊興飲食税に進みます。政府委員の説明を求めます。○政府委員(鈴木俊一君) 遊興飲食税につきましては、百十三條に根本の規定があるわけでございますが、遊興飲食税は、料理店、貸席、カフェ、バー、喫茶店、旅館その他これらに類する場所における遊興、飲食及び宿泊に對し、料金を課税標準として、その行為の場所の道府県において、その行為者に課する。前項の料金は、何らの名義をもつてその金を問はず、遊興、飲食及び宿泊について、その対価又は負担として支拂うべき金額をいう。ということでございます。従つてその課税の客体となりますものは遊興なり、飲食なり、宿泊というそれ、三つの一應別の形の行為でございますが、それを遊興飲食税という形で併せて呼んでおるわけでございます。

百十四條はみなす課税と申します。遊興飲食の本来のものには当りませんのであります。大抵料理店とか仕出屋、旅館等から供給を受けて、料理屋以外においては飲食をする場合におきましては、實質的には料理屋で食事をすると同じようなことでございします。こういう形の脱税、脱法等も考えられますので、こういうものをみなす課税といたしまして課税をいたす

ようにいたしておる次第であります。それから百十五條は、この税率でございますが、芸者の花代が自分の百、芸者が持つておる料理店等の遊興飲食、これは従来自分の八十であり、芸者の持たないものが自分の五十であつたのであります。この二つを合せて百分の四十、單なる宿泊と、普通のいわゆる飲食、これは百分の二十、これは一昨年で、百分の四十から二十に下つておりますので、これは現在のままにしてあります。それから百十六條の質問検査権、これは例文でございまして、百十七條の検査拒否等に関する罪、これも例文であります。

○委員長(岡本榮祐君) 以上第一款につきまして、御質問お願いいたします。

○高橋達太郎君 前から遊興飲食税という名前が、宿屋とか料理屋にかかるといふことについて非常に問題があるのですが、この点についてはお考え頂いたのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は、御指摘のごとく旅館につきましては宿泊税、或いはホテル税というやうな形で課しておる間もあるようでございますが、ここでは原案におきましては、現行が遊興飲食、宿泊というやうなものと考えておるもので、一應現在の名称をそのまま踏襲いたしたやうな次第であります。

○高橋達太郎君 それから外食食堂なんですね、この外食食堂で飲食した場合もこれはかかつて来るわけなんですか。外食食堂でいわゆる二十円以下とか或いは五十円以下という、いわゆる勤労者が低額の飲食をした場合にもやはりこれで行くのでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 免税点を設けるとか、いろいろそういう場合におきましての救済策と申しますか、緩和策を考えたかどうかというやうな御意見もいろいろあるかと存じますが、免税点等を設けますと、又いろいろそれを滑るやうな形のものも出て参りますので、必ずしも適當でないで、そういうものは設けてございせんが、今お話の外食食堂等については實際の運用といたしまして課税の対象から外すやうに各地方団体において考へて貰つたらどうであらうかというふうに考へております。

○高橋達太郎君 そうすると外すというの、この規定でどういうふうな形で外せるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは公益上の理由によりますか、その他特別の事由のありますものにつきましての課税免除という規定が総則にもございします。それによつて一般的に除外せんと存じます。

○石村幸作君 何條になりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 六條です。

○高橋達太郎君 そうすると、六條の総則というものはやはり全体にかかつて来るわけなんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りです。

○高橋達太郎君 そうしますと、それじや先程の入場税のやうなものにも公益というやうなことであれば、そういう免税ができるのでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはその通りであります。何が公益上その他の事由により課税を不適当とするかという最後の認定はそれ、地方団体にあるのでありますから、地方財政委員

会等いろいろ指導いたしますけれども、最終の決定は各地方議会のやることになつております。

○高橋達太郎君 そうすると、第六條の規定は、例へば程度の差を設けて免税することも可能なんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは今特定の種類のものを抑えまして、縦割りにこれを公益上の必要から課税を免除する、或いは一定の程度のものを抑えまして、横割りにそれ以下のものを公益上の理由から免除するというものは、少くとも法律上は可能であります。六條の規定をそのまま読みますと、私共はそういうものに読めると考えております。

○高橋達太郎君 それじやもう一点ですが、縦割りという或いは横割りというお話があつたのですが、私が言うのは、税率を例へば遊興飲食税、仮に入場税でも公益上の理由或いはその他の理由から特定のものは半額であるとか、或いは外食食堂については一割であるとか、そういう課税の仕方というものはやはり得るわけなんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 入場税につきましては、先程も御論議がございしましたように、一定率を取つておりますから、そういう一定率のものはこれは動かすことができない。減免の個々の具体的措置によるより手はないと思ひます。

○高橋達太郎君 入場税のやうなのは、ここに六條の規定を適用して、そ

れを取るか取らんかは決めることがで
きるけれども、この税率を半額にする
ことはできないというわけですか。
○政府委員(鈴木俊一君) そうい
うことではあります。

○高橋進太郎君 そうすれば、この遊
興飲食税についても同じなんではし
ょうね。減免することはできるけれど
も、例えば百分の二十とあるやつを百分
の十にするというようなことはできな
い、こういうことなんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) こちらの遊
興飲食税の方は、百十五條にございま
す。百十五條にございまして、
「これに絶対のものではないわけ
であります。従つて現在でも県によつて
は或程度税率を下げて取つておるよう
なところもありません。」

○委員長(岡本幸祐君) 外に御質問ご
ざいせんか。じや第二款に移りま
す。

○政府委員(鈴木俊一君) 遊興飲食税
の徴収の方法は特別徴収で、この場合
には証紙徴収の方法によつても徴収さ
せることができます。百十九條の特別徴
収の手続であります。これは入場税
について申上げたのと全く同じでござ
います。それから百二十條の特別徴収
義務者としての登録、これもそれ
の料理店とか旅館等の場所ごとに知事
に申請して証紙の交付を受ける、これ
を公衆に見易い箇所に貼らなければ
ならぬわけでありまして、これも徴収
の便宜と納税者の自覚を促す、こうい
う意味のことでもあります。それから百
二十一條は今の登録等に関する罪。百
二十二條は脱税に関する規定でありま
す。百二十三條は遊興飲食税の納期限
の延長。これは三十日を越えない限度

において納期限の延長を認める。百二
十四條は、申告納入につきましての課
税標準額なり税額が県の調査したとこ
ろと違つた場合においては更正できる
という規定でございまして、それから百
二十五條は、今の更正又は決定の結果と
して不足金額がある場合の徴収の規定
でありまして、その場合は延滞金をそ
れぞれ取るわけでありまして、それから
百二十六條、これは納期限後に申告納
入するといふ場合におきましての延滞
金、これは百四にございまして、四銭の割
合。それからその次は過少申告加算金
及び不申告加算金、この場合は先程入
場税について申上げたのと同様の趣旨
であります。百二十八條の重加算金も
全く同様の趣旨の規定であります。百
二十九條の証紙徴収の手続であります
が、証紙徴収を遊興飲食税について
かしないかというところは、府県の條例
で決めるようにいたしておりまして、
府県としてこれを取らうと取るまいと
法律上は差支ないものであります。が、
この証紙徴収の方法を府県が條例で義
務付ける場合におきましては、府県の
條例で定める領収証を發行して、これ
を料理店の特別徴収義務者が納税者に
交付しなければならぬ、こういうわけ
であります。それからその場合にお
きましては、証紙を貼つた紙面と証紙
の影紋とにかけ、その特別徴収義務
者の印又は署名で判明にこれを消さな
ければならぬ。現在と同趣旨でござ
います。

○委員長(岡本幸祐君) 第二款、御質
問ございせんか。——それでは第三
款に移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 入場税につ
きまして申上げたものと第三款は同
じでございますが、救済の方法を書い
たのでありまして、特に申上げること
はございせん。

第四款の督促及び滞納処分、これも
入場税と同様の趣旨の規定でありま
す。滞納の場合に督促状を發しました
ときに手数料を取るといふこと。そ
れから百三十四條は滞納処分の方法を
關稅徴収法の規定によること。こ
ろを免かされるために財産を隠匿した
りした場合の滞納処分に関する罪の規
定であります。百三十六條は滞納処分
に関する検査拒否の罪。百三十七條は
これも入場税の場合と同じような交付要
求の規定であります。百三十八條も、
督促状を出した場合に従来の延滞金に
相當する加算金の規定であります。

第五款は犯罪取締であります。こ
れも先程入場税について申上げた
のと全く同じであります。これは間
接國稅に關する犯罪事件として、いわ
ゆる通告処分を認める建前にいたして
おるわけでありまして、

○委員長(岡本幸祐君) 第三款、第四
款、第五款について御質疑ございま
せんか。

○安井謙君 先程の高橋君の御質問と
関連するのですが、具体的に言いま
す。遊興飲食税は都道府県で、例
えば一〇〇%を五〇%にしても構わ
ないのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 現在福岡県
ですか、大抵現行よりも昨年でした
か、下しまして取つております。それ
で、一休高い率と同じ程度取れるかとい
うことであります。これはやつぱり
少し落ちておるのではないかと私共考
えておりますが、要するに問題は徴税

の額でありますから、その額が確保で
きればいいわけでありまして。そうい
う見地から、この税率をどの程度下すか
というところを、その県の事情によ
つて考えて頂きたいと思ひますが、今
下しておりますのは非常に稀な場合で
ありまして、多くは標準税率のままで
取つておるような実情であります。

○安井謙君 今の解釈によれば下して
いいが、實際はまあ殆んど下してない
というところで、これはまあ自治庁の方
で下すことを非常に好まれないとい
うよりも聞いておるのであります。同
時に一方では税率が非常に高いために
徴税上非常な不合理が行われておる、
むしろ税率を適當に下げた方が徴税額
も却つて合理的に殖えて来るのじやな
いか、という声が非常に強いと思ひ
ます。将来の問題として入場税と遊興
税について、税率の問題を十分に一つ
お考え頂ければどう思ふ次第でござ
います。

○政府委員(鈴木俊一君) 入場税、遊
興飲食税、いずれも國民の消費行為に
對する課税でございまして、この
いふようなものが高いといふことは確
かにそういう面から申しますと、好
ましくないわけでありまして、現在も
地方の財源を確保する意味で止むを得
ずこゝういふような税率を取つておる次
第であります。將來全体の地方財政の
確立ができ、経済も安定いたして参り
ましたら、こゝういふような税率は成る
べくこれは下げて行くべきであらうと
私共も考へております。

○石村幸作君 今の同僚の質問に關連
しては、今現在全国的に徴収
しておる事実、何れと申すのですか
けれども、これは一つの目安であつて、

大抵その県に地財委員会から大凡の目
標金額が與えられて、それをあらゆる
業者に割当てるといふような方法を取
つております。そうして業者は何割と
いう、例えば宿泊料二割というのでは
取れないといふので、自分の懐から
県と交渉してはき出しておると、こ
ういふうのが全国的な実情なんだで
あります。つまり初めは一時これが勢
いともなつていたのですけれども、現在
はそれよりもひどくなつて来ていて、
後になつて過つて幾ら、目標額に達
しなけりやならないから、これはまあ
引受けて呉れと相談で決めておるの
です。だから非常に過重なものらしい
です。これは全国的なものです。今後この新ら
しい税法に變つて、政府はこれをどん
なふうにしようとするのか、この点
を一つ承わりたい。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のよう
に、從來割当て制度のなかり方がむしろ
一般だつたと思ひます。この問題が
特に徴税上非常な困難に遭遇いたしま
したのは、昭和二十二年にとられまし
た飲食営業等臨時措置法、あの制度が
布かれて以來だと思つております。そ
のとき折角軌道に乗つておりました遊
興飲食税の徴収といふものは、納税す
れば却つて法に触れて罰則に問われる
といふふうな問題から非常に困難にな
つて参つたやうであります。幸ひに昨
年そゝういふものが解除されるやうなこ
とになつて参りました。同時に又、料
理飲食営業の關係者の方々の協力的な
態勢も漸次増して参つておりますの
で、今までにありました弊風といふも
のは相当改められて来るのではないかと
思つております。割当て制度になりま
すと、どうしてもそこにはやりの情実的な

第三部 地方行政委員会會議録第九号 昭和二十五年七月二十五日【參議院】

問題が起りまして、力の弱いところはそれだけ不利になるというふうな傾向がありまして、非常に不公平になつておつたと思ひます。併しながら従来でありますと、料理飲食業者がどれだけ自分のところでは遊興飲食税が徴収できるのかというのを地方団体に申告いたしまして、その申告に基きまして、そのまゝ決定する必要はないわけでありまして、そこに地方団体の調査を加へまして、一定の金額についての通知を料理飲食業者に出しておつたわけでありまして、併しながらこういう形を取りませんでも、料理飲食業者の関係者の方達が、自分のところではどれだけ客から金を受取つておるかということは分るわけでありまして、それに税率をかけますと、すべて税金の相当額は預かつておるわけでありまして、申告と同時に納入するならばよろしいということに改まつて参るわけでありまして、併し申告納税制度は、すべて民主的の制度がそのでありますように、特別徴収義務者が十分に地方団体に協力するというふうな気構えがありまないと、この関係の制度の切換えというものは円滑に行かないだらうと思ひます。従つてこの制度の切換えというものは、我々は理論的には最も正しいと思ひます。これによつて最も理論的には公平に行くだらう、根本には特別徴収義務者の理解というものを前提に考えなければいけない、そういう意味において料理飲食関係者の協力に待つという方向に持つて行きたい、そういう意味におきまして、不十分でありましたけれども若干税率を引下げる、将来はこれをもつと大幅に引下げなければならぬ、努力を

いたさなければならぬと思つております。で、先般委員長から一体どれくらいのものかこの計算に把握されておるかというお話でありました。大体従来者の所得税から我々推測いたしておることを申し上げたのですが、七百三十億圓くらいのもを把握しておるというふうな計算をいたして参つております。

尙この機会に安井委員のこの前の質問について資料に間違いがあります点をお答えをするのを意つておりますので、申上げて置きたいと思ひます。資料の二の七ページだつたと思ひます。七ページの二の七ページのところは一段ずつ下へ記載してあるわけなんです。一段ずつ上へ書いてあるものと讀んで頂きたら正しいのであります。資料の二の七ページの地方債の四十億、もう一つ下の二百四十二億二千万圓、この数字が一つずつ下つておるわけでありまして、

五年度の予定として二百二十四億は確実に徴収できると言つておる。ところが知事會議におきましては、とてそんなに把握できない、それで九十七億くらいしかできないということに當委員に申し出て来ておるのではありません。で、自治庁の見積りは過大であると言つております。ところが又業者の方から申しますと、この間申しましたように、全国の遊興飲食税額というものは千五百億から千六百億くらいある。で、税率を下げた後と申せば、つまり税金を一律下げて呉れれば、その一方でも優に百五十億あるのだから、自治庁の百二十四億の見込みよりはずと上廻る、こういうことを言つておる。この点について政府は遊興飲食税額を千五百億であるのかどうか。把握率は七百三十億でありますけれども、本當の把握ができないのであつて、千五百億と見るかどうか、この点を伺つて置きたいと思ひます。

調査で分るだらうと思ひますけれども、そういうところから逆算して行くより仕方がない、こういう考え方をしているわけでありまして、それから見ますと、大体我々の推測はそういうところから行なつておるのではありませんけれども、そういう金額にならないといふことでもあります。それでは完全に所得税を徴収しているかということになりますと、一番やはり捕捉の困難な状態でありまして、一番むずかしいと思ひます。だから私の申しますよりは實際はもつとあるだらうというふうに考へますけれども、業者の言われる千五百億が正しいかどうかということにつきましては、多少疑問があるというふうに考へておられます。

○中田吉雄君 これは非常に問題だと思つておるが、今承つたような各府県に対する業種別の所得税から逆算して、その半分の所得税額、半分の酒の売上げとかいうようなことだけではこれは正確なものではないと思つておる。どうも十分それで各府県別の遊興飲食税の的確な把握できるか問題だと思ひます。一つこれは研究課題としてお願いしたいと思ひます。というのは小さい府県ではこういう割當をしてます。そして見込まれますと、どうしてこれが基準になつて財政収入となつて、平衡交付金が非常に少くなるということがあると考えられますけれども、一つその点お願いいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 遊興飲食税につきまして外に御質疑ございませぬか。――遊興飲食税につきましては第七国会におきまして、當委員会へ請願、陳情になつておるのではありませんが、それは旅館の遊興飲食税適正賦課等に關する件、それから先般御質問もありましたように、外食飲食堂に遊興飲食税免除額設定等に関する件、それから遊興飲食税率引下げ又は撤廃又は免税点設定に関する件、遊興飲食税撤廃に關する件、遊興飲食税率改正に關する件、引下げに關する件等諸方から来ております。只今奥野政府委員から答弁がありましたが、自治庁は客の飲食総額の把握率を七百三十億程度に見ておる、こういうお話であります。で、二十

○政府委員(奥野誠亮君) 遊興飲食の關係にどれだけ消費されているかという面をどこから調査するかという問題であります。これはその關係においてどれだけ物の消費が消費されているかというふうなところから見るのも一つの方法でありまして、大體がサービスに対する支拂金額でありますので、そういう方面から把握することがあるかというところから見ると、仕方がございませぬので、そういう調査をいたしましては、どれだけ所得税が課税されているか、その所得税は一体総収入金額の、要するに客から受取りました金の何パーセントくらいが所得税額になつておるか、これは標準的な

○政府委員(奥野誠亮君) 今資料としてお配りしてありますのは、百二十四億圓という税額を昭和二十三年におきましてその關係業者の所得税額に半分を按分してある。半分は自由販売の酒に按分してある。自由販売の酒というのはそれはウキスキーであります。で、確か四合を以て清酒一升に換算しておつたと思ひますが、そういうやり方をしております。併し酒を使ひますことは適當ではございませぬので、平衡交付金の總額を決定する場合は、二十四年度の關係業者の所得税額から消費額を捕捉して行きます。そういう考へ方をしておりますけれども、二十四年度の關係業者の所得税額というものは明確になつておりませぬので、そ

○中田吉雄君 そうしますとこの配付して頂いたのは、後半の奴だけです

○安井謙君 市町村の遊興飲食税というのは附屬資料の三ではないのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) この法律の適用を九月一日から考へております。従つて八月末までは遊興飲食されたものは従来通り半分が府県税でありまして、半分は市町村税であります。その關係でございませぬ。

○中田吉雄君 そうしますとこの配付して頂いたのは、後半の奴だけです

○中田吉雄君 そうしますとこの配付して頂いたのは、後半の奴だけです

か。府県に入るのは……。

○政府委員(奥野誠亮君) 四月から八月までは遊興飲食税の中の半分は府県の収入になり、九月からは全額が府県の収入になる、こういう計算になつております。四月から来年三月まで毎月府県の収入があるけれども、四月から八月までの遊興飲食関係の税金は、その半分しか府県の収入にならないのであります。

○委員長(岡本榮祐君) それでは第四節に移ります。自動車税。

○政府委員(鈴木俊一君) 自動車税でございますが、これは自動車の主たる定置場所の道府県においてその所有者に課することが原則であります。ただその所有者が非課税の範囲に属するものであります場合には、使用に使用に課税するという考えであります。

それから百四十六條は非課税の範囲を書いております。そしてこれは大体公共企業体、公共団体であります。それから百四十七條は自動車の標準税率でございますが、これは大体固定資産税の課税対象といたしましては、自動車を除けておりますので、大抵固定資産税の最低限のところというところを指さして、尙現在の自動車の税の実際の各都道府県の賦課の状況等を照み合せまして定めたものでございまして、乗用車につきましては家用、営業用に区分いたしてございまして、トラック及びバスにつきましてはその区分をいたしております。これは大体が営業用のものが多い、こういう考え方で営業用と自家用の平均の標準的な税額、かようにお考え願つていと思つております。その他も大体

今申上げましたような現在の事情並びに固定資産税その他の関係を考えて定めたわけでございまして。それから百四十八條は賦課期日でありまして、これは四月一日現在というところで業者の実態を把握する、抑えることにいたしております。それから百四十九條であります。これは四月と十月を納期にいたしておりますが、その第二項に本年度におきましては四月というわけに参りませんので、これを八月と十月というふうな納期を変更いたしております。その点は前回の案に対して訂正を加えた点であります。それから百五十條は四月一日現在で決める課税の客税を決めるわけでございまして、その賦課期日後に納税義務が発生したものに對しましては、その発生翌月からの月割りで課税する、又逆に自動車を買つてしまつたという場合におきましては、その消滅した月まで月割りを以て自動車税を納め、尙自動車の売買等がありまして、承継があつた場合におきましては、前の納税者の納税を以て後の納税者の納税とみなす、こういう規定を入れております。それから百五十一條は徴収の方法で、これは普通の賦課徴収の方法にしてゐるわけでございまして、その他の規定は大抵今までの申上げましたのと同じ趣旨の規定をそれぞれここに加えたわけでございまして、特に御説明申上げる点はございせんが、百六十一條には納期限の延長の規定、百六十二條には「天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要とする」と認めるものに限る、一」という減免の規定がございまして、それから百七十二條であります。これは自動車税の完納の証明を自

動車の前の方のガラスに貼ることについで規定であります。これは自動車税を納めたのだということを明確にいたしまして、脱税を防止しようという趣旨の考えでありまして、この証明には更に一通番号を附けて置かなければならないということも大体規定してあるわけであります。

それから百七十四條は、これは国税犯罪取締法の関係では、直接国税の關係の事件としてこれは処理する、従つて通告処分の規定は動かさないわけでございまして。大体以上が自動車税に關する規定の概略でございます。

○委員長(岡本榮祐君) 御質疑を願ひします。

○中田吉雄君 この乗用車の、自家用車と営業用と、特にこういうふうな差をつけたのはどういふわけなんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 一応現在におきまして、自家用乗用車とそうでないものと区分してゐるような例もございまして、やはり自家用乗用といふものの中には奢侈的な要素もあろうと考へまして、租税力がそれだけ余計にあるというところに加えたわけでありまして。

○中田吉雄君 この法文全体がまあこの標準税率という線で見られてゐる関係もあるわけですが、或る府県によりましてはこの自動車税が完全に一社によつて独占されてゐるようなところが非常にあります。而もまあその地区における最も利潤の高い産業と見られるようなところがありまして、そして又そのために道路を非常に痛めて、その損傷を負担するのには土木部では窮つてゐるというふうな所がある。これは

鳥取県なんかの例でも十分言われておるし、併し標準税率でやられまうと、ちよつと困る関係があるがね。

○政府委員(鈴木俊一君) 鳥取のようにならなければならぬというふうな場合におきましては、この標準税率以上に税額を定めて取るということも勿論差支えないと存じます。

○中田吉雄君 そうですか。

○委員長(岡本榮祐君) この自動車税につきましても、第七国会におきまして自動車税の改正に関する件、引下げを貰いたいという沢山の陳情がございまして、又運輸委員長の方で運輸委員の希望として修正意見を出しておられます。この自動車税に関するものを申上げますと、標準税率について左の如く改めること、普通自動車で、乗用車、自家用は一萬五千円以下、営業用は年額一萬四千円以下に引下げて貰いたい。バスを年額八千円以下に引下げて貰いたい。トラックを自家用は九千円、それから営業用は八千円に引下げて貰いたい。小型自動車の方は、自家用は五千円に引上げる。それからその他というのを三千五百円に引上げる。これは四輪車です。それから三輪車の二千円はそれより少し。二輪車は千円を千五百円に引上げる。軽自動車の方は五百円より少し。こういうふうな御意見が出ておりました。それを御参考になつて置きます。

○中田吉雄君 この自動車税の關係で寄附の問題なんですがね。例えば鳥取県の場合によつて道路がどれだけ損傷するかという計算をやつて見たんで

す。それから自動車税とその会社が拂う事業税を兼ねただけ納めるかという計算をまあやつて見たんですが、どうしても五、六百万円が道路修繕費にかかる、それは自動車による損傷が一番大きい。従来は道路損傷負担金の名目で五百万円の寄附を割当てて自動車会社に充てておつたんですが、今度割当による強制的な寄附はできんということになりますと、道路修繕費はありまへん非常に困るんですがね。この關係はどういふふうな調整したものでしょう。これは岩沢先生もおられるんですが、やはり五百万円くらい道路損傷負担金でいいですか。事業税は大して納めまへんし、自動車税も足らんし、同から貰う補助金も足りませんし、いろいろ道路修繕なんかがつていますが、それでも五百万円、自動車会社に年々五百万円くらいやしてゐるんですがね。

○政府委員(鈴木俊一君) 道路法によりまして、その道路損傷負担金の制度はあるわけでございまして、そういうふうなものを活用するということが考へられるわけでありまして。

○中田吉雄君 そうしますと、その寄附は取つてもいいことになるんですか。

○岩沢忠泰君 今の問題は結局今鈴木政府委員の話の通りに、現在の道路損傷負担金という手より外ないと思つてゐる。やはり従来通り、實際道路がやられるのは自動車の運行が激しくなれば激しくなるだけひどくなり、それは現在においては補助金とか、或いは又道路の予算だけではとても追つつかないという現状なんです。それは道路法を適用して損傷負担金という關係によつ

てやるより手はないと思ひますね。
○委員長(岡本榮祐君) 外に自動車税について……それは第五節鉾区税へ移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 鉾区税はこれの試験或いは探掘の鉾業権を許可されましめたものに対する一種の特権税であるわけでございまして、第百八十条にございまして、試験鉾区、探掘鉾区、砂鉾区の三種に分けて、それ、面積なり延長というものを課税標準にいたしまして、非常に低い金額を定めておるわけであります。これの賦課期は十一月一日ということでありまして、納期はその翌月の十二月中ということと原則としておるわけであります。それからその他は大体自動車税で申上げましたのと同じでございます。特に異つた点はございせん。

○委員長(岡本榮祐君) 鉾区税について御質疑はございせんか。
○高橋達太郎君 これは自動車の場合と同じなんです、日本国有鉄道というやうな、いわゆる独立採算でやる、自動車の場合なら専売公社も入つてゐるが、こういうものは一体免除は必要がないのじやないかという考え方なんです、これはどうなんですか。
○政府委員(小野哲君) お答え申上げます。日本国有鉄道、日本専売公社等につきまして非課税の措置をとることになつておりますが、これをやはり他の企業と同じように課税してはどうかという議論もあるでございまして。この法律案の原案が第七回会に提案されました当時の経緯を簡単に申上げますと、日本国有鉄道等についてもやはり同じように課税するのが公平ではないか。こういう議論があつたのは事実で

あります。そこで地方自治庁の附屬機関であります地方自治委員会等におきましていろいろ各角度から御議論がございまして、いろいろ検討が加へられたのであります。御承知のように日本国有鉄道なり日本専売公社が公共企業体になりました直後の問題でありましたので、課税の場合における算の關係、その他或いは又法令による公団との比較等から考えまして、これは尙將來研究をすべき問題であらう。従つて昭和二十五年に於いては非課税の措置をとるけれども、この問題は地方財政委員会でも十分に研究した上でその結果を御会に報告をいたした上で、そして將來これに課税するかどうかというのを決めることの方がよいであらう。こういうので地方財政委員会設置法の中に一つの研究課題として法律の規定に入れておることになつたわけであります。従つて次の通常国会には地方財政委員会がその研究の結果を報告いたすことになりまして、従つてその報告は或いは改正法律案、言換へれば課税することが妥当であるということになりまして、改正法律案の形式で国会の御審議を受ける、こういう段取りになるわけであります。目下地方財政委員会が研究いたしてあります。

○高橋達太郎君 もう一つ、この国の場合でも鉾区を持つというやうなことは一種の経済活動に対する主体として持つてゐるやうな感じがするのです、自動車税も同じことなんです、やはり車を持つことはいろいろ地方団体にそれだけの利益があるから、或いは損害を與えるからその保障として私はやつぱり課税してゐるのだと思

う。そういう意味から言へば国や市町村においても鉾区を持つ場合には、或いは自動車を持つ場合には、こういうものに対する課税というものを考へてよいのじやないかという気がするのですが、その点は如何ですか。
○政府委員(小野哲君) 只今のお話のように、国若しくは地方団体がいわゆる公益企業と申しますか、バスとかトラックなんかをやるやうな場合においても課税してはどうかという御意見のようでありまして、この点につきましては、この税の性質なり、特に鉾区税のごときは一つの特権税に考えられておるわけで、そういう点から申しますと、国がこれを負担するということが理論上如何かと考えられるのであります。この点につきましては勿論いろいろ検討を加へたのでありますが、この法律案におきましては、御覽のやうな規定を設けることにいたしましたのであります。

○委員長(岡本榮祐君) 外に鉾区税について御質問ございせんか。
次に移ります。第六節、漁業権税。
○政府委員(鈴木俊一君) これは現在あります漁業権税の大体趣旨に則つて規定いたしておるわけであります。規定いたして、貸賃料を課税標準として、漁場所在の道府県においてその漁業権者に課するのであります。現在の漁業権税では課税標準につきまして、或いは漁獲高を抑えたり、或いは種類別、権利別に一定の坪当りの額を出しておるというやうな定額制のものもあるわけであります。こういう漁獲高を基礎にいたしますという、これは附加価値税との課税標準が重複をいたして参りますやうな嫌いもござ

います。又権利別に坪当りの定額制で参りますという、これは漁場の良否によりまして、やはり非常に不公平なやうな結果にもなります。大体この貸賃料を基礎にして課税標準にするのが適當であらうという考え方から、貸賃料を課税標準にするという一應にいたして、いわば統一的な課税標準をつたのであります。税率については、標準税率をとつたのと同様な建前で、貸賃料の均衡を考えたわけでございまして、尙この貸賃料はすでに御案内のごとく新しい漁業法が施行後二年間を限つて認められておるわけでございまして、二十七年になりまして、これがなくなるわけでございますが、その場合におきましては更にこの点につきましては、別途漁業権税につきましては考へて参りたいというふうな考へております。その他の点でございますが、これは特に取り立てて申上げような特別の点はございせん。従来申上げたものと同じ建前のものを、書き上げておるわけでございまして、特に申上げることはないと存じます。一番最後の二百三十五條に旧漁業法の規定に基く専用漁業権、これは共同漁業権とみなすという規定がございまして、これは今の二百九條で沿岸漁民を対象にしておられます共同漁業権は非課税になつておられますのでありますが、旧漁業法のそれを押えておるわけであります。

○委員長(岡本榮祐君) 漁業権税について御質疑ございせんか……水産委員長から附加価値税その他について意見を申して来ておられますが、漁業権税については何も申して来ておりません。
○小笠原三男君 新らしい定置漁業の発見に伴つて、それに対して何年間かは免税する、そういうやうな点の御考慮はないわけですか。
○政府委員(鈴木俊一君) 漁業権税の対象となり得るものは、ここにありますが、共同漁業権なり、入漁権を除きました定置漁業権、区画漁業権等でありまして、お話の点は新しい定置漁業権に対しては何か減免……
○小笠原三男君 奨励のために……
○政府委員(鈴木俊一君) これはこの規定の建前といたしましては、その辺の区分をいたしておりせんけれども、一般の二百二十五條に減免の規定がございまして、そういうやうなものの活用によりまして、その県の一つの考え方として、そういうこともやり得るわけであります。

○委員長(岡本榮祐君) 外に御質疑ございせんか。それでは次の第七節、狩猟税。
○政府委員(鈴木俊一君) これは狩猟の免許を受けておる者の一つの特権を享有しておる者に対して、その反対の給付として住所所在の道府県が課する税であります。税率は三千六百円というところであります。大体現在の税率を参考に考へたものであります。その他の点につきましては、狩猟者税の税率が高過ぎやしないかという点が従来ございまして、二百四十八條におきましては減免の規定がございまして、そういうやうなことによつて或る程度の調整はできるように考へておる次第であります。
○西郷吉之助君 狩猟者税ですが、私はこういうことを聞くのですが、例え

すとか、こういうようなところから
方税に譲られて来たわけでありま

て、併し固定資産税でありますとか、附加価値税でありますとか、有力な税が地方税に與えられることになりま

と、むしろ税の性質に従ひまして元の方へ戻すというののも一つの考え方ではないか。私はただ地方団体との関連だけであつて来ますと、それでは自動車税にしても県下に走つてゐるものもあるからそれを分割しなければならぬ問題も起るわけでありまして、大体地方税はこの税種にするか

というところは総合的に決めるより仕方がないのであつて、個々の経費は結び合して緊密に区分して行くのだという建前は、或いはその分割の区分をする実益と関連いたしまして、必ずしもその通りやる必要もないのではないかと

いう考えをしております。併しながら根本的なものは野津さんのおつしやつた通りだと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 尚、申上げますが、この狩猟者税撤廃につきましても、従来この委員会に陳情が参つておりました。で、狩猟者税を撤廃してそれに代えるのに狩猟許可の手数料に改められたという陳情であります。理由はこの狩猟行為というものは社会的には農林産業の健全な発達を圖る行為である

その農林を荒す鳥獣を駆除することが目的だ、それから個人的にはスポーツだ、スポーツに課税するのは困る。それから狩猟行為が所得を今作つていない現状だ、それは法令の定めるところによつて狩猟鳥獣の販売は禁止されておる、こういうのです。それでまあ狩猟税を撤廃して手数料を一千円か二千

円ぐらゐにして貰いたい。こういうことが陳情に出ております。

○西郷吉之助君 陳情に関連して政府

にお尋ねします。例えば今狩猟せんとして新たに銃砲を購入するというようなことはどうでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現に銃砲の製造は禁止されておりますけれども、売買は自由に許されております。従ひまして、従来ある銃砲が店頭で売買されておるということになつております。

○委員長(岡本愛祐君) 外に狩猟者税について御質問ございませんか。

○西郷吉之助君 今の陳情の中に一つのスポートであるということがあつたのですが、そういう点は確かに一理あつて、むしろ日本の狩猟というものは外国に比べて極めて幼稚極まるものだと考へますが、そういうような考へに對して政府の意見はどうですか。この陳情に對して……

○政府委員(奥野誠亮君) 狩猟をどう考へるかというところは非常にむづかしい問題でありまして、従来狩猟免許税というふうになつておりました時代には、所得の段階によつて税額を区分しておつたわけでありまして、所得の段階によつて税額を区分しておつたというところは、なぜそういう区分をしておつたかというところ、やはり所得の多い人についてはその税額を高くし、少ない人については低くする、これは非常に合理的な意味も含められておつたわけでありまして、非常に賢いと思ひます。なぜそれでは昔の所得の段階のところにおいては税額を下げ

ておつたかというところ、個々においては單なる奢侈的なスポートでないものであつて、必要な生活の糧にしてあつたという面もあるわけでありまして、でありますから狩猟行為というものをどう

解釈するかというところは、狩猟をやる人の状況によつて非常に違ふわけなんではないかというふうな考へられるわけなんでありまして、もとよりこれは非常なスポートでありまして、スポートではありますけれども、立派な犬を連れなければ狩猟にはならぬわけでありまして、そういうようなことから考へますと、非常な金のかかるスポートということになつて来るのだと思ひます。

健康的には非常に良いものであります。よろし、スポートであることには違ひないものである。併しそのスポートの種類としては多少段階があるのだと思ひます。

○西郷吉之助君 今の意見だと聊か満足できないのですが、例えば日本ではスポートでも従来、現在一般に普及されておるスポートでも輸入した當時は非常に貴いスポートである。今の政府委員の考へ方は、狩猟でもやはり所得の点やなんかで貴いスポートでないかというふうな考へであります。が、そういうことは非常に古いのじやないかと私は思ふので、例えばゴルフでも非常に貴いスポートということでありました。が、あれはやれば非常に本當にスポーツの効果があるものであつて、何か新しいスポーツが入つて来れば貴い人間がやるものだといふような考へ方が極めて古いのであつて、良いことならばどんなに普及徹底する方が、大衆化する方が私はもつといふのだと思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(小野哲君) 只今奥野君から御答弁申上げましたような考へ方ではあります。が、我が国の経済事情の安定と相待ちまして、さういふ狩猟等が

スポートとして普及されることも望ましいことであらうと思ふのでありまして、これに對処して今後の問題として研究すべき点は研究して参りたいと思ひております。

○委員長(岡本愛祐君) 外に狩猟者税について御質問ございませんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 法定外普通税につきましては、その新設変更につきましては二百五十九條に手続を書いてあるわけでありまして。二百五十九條、二百六十條、二百六十一條はその関係の規定であります。要するに府県が法定外の普通税を新設変更しようとする場合には、地方財政委員会の許可を必要とする。そして地方財政委員会はその許可の申請があつたときには大蔵大臣に通知をして、大蔵大臣はその通知を受けた場合については、異議があれば地方財政委員会にその旨を申し出る。併し決定権はこれは地方財政委員会が持つておつて、地方財政委員会が許可するかしないかを決める。こういう考へ方でありまして。許可の條件が二百六十一條にあるわけでございます。二百六十一條にいたしましては、第一に当該道府県にその税収入を確保できる税源があること、第二にそれが第一の要件であり、第二としては、その税収入を必要とする財政需要があることが明らかである。この二つの要件を備えておりますならば、地方財政委員会

は原則としてこれを許可しなければならぬ。ただそこに一、二、三とございますように、国税や他の地方税と重複する、そしてその結果住民の負担が非常に過重になるというような場合は許可してはならない。それから第二の内閣閣議的、物の流通に非常な支障を與えるようなものも許可してはならない。それから第三は非常に一般的な條件であります。が、国の経済政策に照して適當でない、このいずれかに該当しない限りにおきましては、今の税源があり、財政需要がある場合には必ずこれを許可しなければならぬ。

こういうような建前で許可の方針を法律の上に規定をいたしておるわけでありまして。尚許可については條件をつけたり、変更を加へることは差支ない。それから二百六十二條は非課税の範圍を畫いてあるわけでありまして、これは法定外普通税の税目としていろいろのものが予想せられるわけでありまして、大体他の各税の非課税の範圍と脱み合せまして書いたわけでありまして、一、二、三は府県の能力の点から言つて道府県外にあるものには課税できない、これは當然でございます。その他は大体他の非課税に脱み合して規定したものであります。二百六十三條以下は、要するに普通徴収、特別徴収、証紙徴収、いろいろの形が考へられます。で、さういふものに應じて如何なる方法でも動かすように書いておるわけでありまして、体系としてしましては、今まで申上げましたような税と大体同様の趣旨の規定を設けておる次第であります。従つて特に御説明を申上げる程のものはない次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ございませんか。

○高橋達太郎君 この二百六十一條で、こういう場合の外は許可すること

はできないという中の三号に「前二

は許可してはならない。それから第二の内閣閣議的、物の流通に非常な支障を與えるようなものも許可してはならない。それから第三は非常に一般的な條件であります。が、国の経済政策に照して適當でない、このいずれかに該当しない限りにおきましては、今の税源があり、財政需要がある場合には必ずこれを許可しなければならぬ。

こういうような建前で許可の方針を法律の上に規定をいたしておるわけでありまして。尚許可については條件をつけたり、変更を加へることは差支ない。それから二百六十二條は非課税の範圍を畫いてあるわけでありまして、これは法定外普通税の税目としていろいろのものが予想せられるわけでありまして、大体他の各税の非課税の範圍と脱み合せまして書いたわけでありまして、一、二、三は府県の能力の点から言つて道府県外にあるものには課税できない、これは當然でございます。その他は大体他の非課税に脱み合して規定したものであります。二百六十三條以下は、要するに普通徴収、特別徴収、証紙徴収、いろいろの形が考へられます。で、さういふものに應じて如何なる方法でも動かすように書いておるわけでありまして、体系としてしましては、今まで申上げましたような税と大体同様の趣旨の規定を設けておる次第であります。従つて特に御説明を申上げる程のものはない次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ございませんか。

○高橋達太郎君 この二百六十一條で、こういう場合の外は許可すること

はできないという中の三号に「前二

は許可してはならない。それから第二の内閣閣議的、物の流通に非常な支障を與えるようなものも許可してはならない。それから第三は非常に一般的な條件であります。が、国の経済政策に照して適當でない、このいずれかに該当しない限りにおきましては、今の税源があり、財政需要がある場合には必ずこれを許可しなければならぬ。

に掲げるものを除く外、国の経済施策に照して適当でないこと。」という字句があるのですが、こういうふうには漠然と書いたのでは、折角制限規定を設けても意味がないと思ふのですが、国の経済施策に照して適当でないという場合の具体的なことを考えられておるかどうかが、事例を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) これはお話のように、解釈の仕方によつては非常に狭くもなるわけですが、それが、大体内の経済施策としては、それぞれ例えは物価の統制の問題でございしますとか、或いは物の流れについて統制の問題でございしますとか、そういうような法律その他の規則によりまして定められておりますもの、その、そういうものに直接にはあつかりませんが、そういうような規定の趣旨に照して適当でない、こういうようなものが當ると思ふのであります。

○西郷吉之助君 二百六十條ですね。大蔵大臣に通知しなければいけません。大蔵大臣は通知を受けた場合において異議があるときはその旨を申出る、これに何らの期間がない。こういうようなことを地方団体でやろうとした場合に、成るべく迅速に許可するものは許可した方がいいと思ふのですが、大蔵大臣が異議を申出る期間が書いてないが、期間は無期限ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は法律上は御指摘の通り特段の期間の制限を置いておりませんが、これは政府内部のそれらの関係機関でございしますから、こういうものにつきましては実際の運用の方針といたしまし

ては、御注意の点が十分に御心配がないようになりましますように、部内の取扱いの問題として善処して参りたいと思ひます。

○西郷吉之助君 今の御説で了解しますけれども、やはりこういうようなことは非常に地方団体のやろうとするところを阻害する結果になる虞れがあると思ふのです。これはいかんということをお聞かせ願ひたい。何らかを大蔵大臣が申出の場合には、何らかそこに短期間の期間を区切つて置いて、そうして審議するようにしなければ、どうも官僚の弊害としていつまでも放つておいてやると、いつまで経つても財政委員会をこれを許可することはできないようなことになりはせんか。實際はこつちから聞けばいいんですが、やはりこういうようなことは財政委員会の方でも大蔵大臣の権限に成るべく容喙させない方がいいんですか、こういうときには最短期間を設けて、主として地方財政委員会において大蔵省の牽制を受けることなく自由調達にやれるようにして置いた方がいいんじゃないかと思ふのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 御意見は全く同感でございします。實際の運用の上におきまして、御趣旨が実現いたしますように、政府内部で善処いたしたいと存じております。

○高橋達太郎君 今西郷委員から質問があつたんですが、二百六十一條の規定はどうなんでしょう。前條の規定によつて、言い換へれば大蔵大臣から何らのその通知なり何なり申出がなく、だから、に延ばされても、二百六十一條の規定を活用して、財政委員会が独自に許可をするなら許可をするというところについては何ら差支えないの

ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は二百六十一條に地方財政委員会が許可する場合の條件を書いておるわけでありまして、地方財政委員会が許可をする際に、大蔵大臣から申出られませんでした。その異議をそのまゝ受け入れなければならぬという規定はないわけでありまして、ですからそれは地方財政委員会が大蔵大臣から出ましたところの意見を独自の見地で勘案いたしまして、或いはこれを聞き、或いはこれを聞かないで許可できるわけでありまして、その辺の條件は二百六十一條に従つて行かなければならない、こういうわけでありまして。

○高橋達太郎君 今西郷さんの心配しておられるように、大蔵省が返事をだしたら延ばしておつても、二百六十一條の規定で地方財政委員会が独自の見解でこれらの條項に従つて許可するならば、その許可は可能なわけですか。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は地方財政委員会としては、大蔵大臣からの意見に拘束されるわけではございしませんから、独自に許可ができるわけでありまして、併し政府内部のこととございしますから、許可につきましては大蔵大臣の意見をできるだけ或る期間内に取りまして、その意見があらまする場合には、そういうようなものを勘案をした上で許可することが望ましいと思ふのであります。その点先程来西郷さんから御指摘のございましたように、政府の両機関の中におきまして、だから、その返事が延びるという

ことがないように、閣議決定その他の措置で十分連絡をして行きたい、かように考えます。

○高橋達太郎君 どうもはつきりしないのですが、法律上の問題で、要するに地方財政委員会としては許可するかしないかということについては一、二、三だけに拘束されるのであつて、大蔵大臣からの返事というものは拘束されない、この解釈してよろしいのでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 大蔵大臣の意見といふことも、結局二百六十一條の例えは一なり二なり三なり、いづれかについて意見があるということではなければ、それ以外のものについて申出て参りましても、地方財政委員会としては勿論これは考へる必要がないということでありまして。

○石村幸作君 大分御心配のようですが、二百六十條にこういうふう書いてあります。「大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、その許可の申請について異議があるときは、地方財政委員会に対してその旨を申し出ることが出来る。」若し西郷委員の御心配のような場合に、黙つていたら、異議がないものとみなしてもいいわけでしょうね。そうすればそう心配なく行くんじゃないやありませんか。

○西郷吉之助君 異議の申出期間が決まつていないから、横槍を入れようと思へばいつでも入れられるのですよ。それを言うわけなんです。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は先程来申し上げるように、例えはこの法律の中に一定の期間を区切りまして、その期間の中において異議を申出るといふふうにしてありますから、その期間内において異議がなければ、何も言つて来なければ無論何等顧慮することなくやつていいわけであり

ますが、ここにはそういう期限を以て打切ることがございしません。そこで實際問題として、地方財政委員会がまさに許可せんとするとき、或いは許可してから後になつて言つて来るかも知れませんが、その意見につきましましては、法律上は地方財政委員会は拘束されません、こういうことを申しておるわけでありまして。ただそういうようなことになりましますことは、政府内部の取扱いとして面白くございせんので、できるだけ或る期間内に大蔵大臣の意見がある場合には出て来る、その期間内に申なければこれに拘束されないというふうな話の下に政府内部における取扱の方針を決めて、迅速な処理ができるようにして行きたい、こういうこととございします。

○高橋達太郎君 要するに私はこう思ふのです。先程から西郷委員なりいろいろ意見の出るのには、要するに地方団体に対する指導権と申しますか、所管大臣というものは、地方自治庁なら地方自治庁、或いは地方財政委員会なら地方財政委員会というふうな決めてあるので、それだけを規定すればいいんじゃないか、若し内部関係なら、恐らく大蔵大臣だけでなく運輸に關係あるものならば運輸大臣に相談しなければならぬだらう。従つて政府内部のことはそういう部内だけの取決めなりをいうようなことでやつて、法律上はどこまでも責任の財政委員会なら財政委員会というふうなことを書き入れたか、一番そういう誤解をなくし、又何か大蔵大臣がこういう通知を受けなければならぬというふうな書きましますと、如何にも地方団体のいろいろの運営が大

蔵大臣と共管になつておる、そのためにいふ／＼な煩鎖な手続をしておるといふような感じを興えると思ふので、今後立法に際しては十分考へて頂きたい、こゝろ思ふのです。

○政府委員(小野哲君) この問題につきましても、御意見を伺つたのでありますが、地方財政委員会が許可権を持ち、且つこの許可をいたしますことは終局的な決定と考へております。従ひまして大蔵大臣の意見の申出によつては法律上は拘束を受けない、かように御解釈願つていいかと思ひます。

○小笠原二三男君 終るようですか……前にどなたかが御質問なさつたのなら結構でございますが、そつちこつちに出てる徴税吏員の質問検査権という問題ですが、質問に対してただ答弁をしないというものを單に体刑に処する、こういうことについてのもう少し他の法律関係と比べてお考えになられた点について御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 徴税吏員の質問検査権でございますが、この点につきましても先程安井さんから尋ねがあつたと存じますが、二百六十條におきまして、要するにこの質問なり検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではないのだということ念のため言つておるわけでございますが、要するにこれは行政上の質問検査権であり、従つて納税者の側において憲法の上で保障せられております犯罪捜査上の黙秘権を侵すものではない、それとは別個の行政上のこれは権限として特に法律の上で書き加えよう、こゝろ考へ方のものでございす。そういうところから今お話の出ま

した徴税吏員の質問に対して答弁をしない、或いは虚偽の答弁をしたというもののに対する罰則の規定が二百六十五條にあるのでございす、これがさういふことだけで行くのは強過ぎはないかという点だと思ひますけれども、この点につきましても、實際全体といたしましてこの罰則の運用につきましては、実情に即するような措置をとらなければなりませんし、又檢察当局の運用といたしまして、徴税吏員が犯罪事実を見付けた場合におきましては、檢察当局にこれを通告をするわけでございますが、將來におきましては、やはり事態の相当重いものでなければ、さういふようなことはないであらう、さういふようなことは、又國稅と違ひまして地方税につきましても、徴税の仕方、やり方というものは、徴税の地方住民の批判というものは常に密着であり、且つ直接的でございすから、さういふ地方税であるというような特質からいひまして、國稅の場合より更に事情に即する運用が行われるだらうといふことを私は考へております。國稅につきましても同様の趣旨の規定がすでに立法化されておるのでございまして、これは國稅のさういふような考へてを踏襲して立案しておるような次第であります。

○小笠原二三男君 これは結局は徴税吏員の資質の問題にあると思ふのですが、國稅を扱う税務署の訓練せられた徴税吏員と違つて、地方自治団体の徴税吏員が、或いは末端において今の次長のお話のような慎重な態度を取ることなしにこの権限を振り廻すという虞れもないわけじゃないのでありますし、檢察当局なり裁判所の決定なんか

は、何らか考慮するというような問題は別個にこれは裁判所の問題として扱われるのであつて、運営の妙を發揮するといふだけのことは非常に不安なものがあるわけですね。結局お尋ねしたい点は、前の一号二号と比べて三号がこのような一年以下の懲役という体刑を規定しなければならぬ重要な調査なり或いは捜査上の問題になるだらうか、こゝろいふ点に疑問があるわけでありす。

○政府委員(鈴木俊一君) この形式的な行為自体を抑えて書いてございす、その形式的な行為自体から申せば同じでございす、その範圍と申しますか、さういふ点から申しましても、ただ答弁をしないといふことでありまして、非常にそこに重大な問題について答弁をしないというやうなもの、或いはその答弁をしないという仕方が非常に程度が惡質であるといふやうなことも考へられます、或いは「一号二号に書きましてしたのも、單に「検査を拒み、妨げ、」といふやうなことで形式的行為としては何か重たいやうな感じを受けますが、事柄自体としては非常に軽いものもあるわけでありまして、さういふやうなものについて、それ／＼先ず徴税吏員の段階におきましてどういふやうなものを檢察当局に通告するかといふやうなことで一つ簡にかけられますし、檢察当局といたしましては、國稅乃至地方税を通じての全体の運用の方針によつて、さういふやうなものは起訴をする、起訴をしない、こゝろいふ一つの方針による処置が行われていふわけでございますから、全体の運営といたしましては私はさう御心配になるやう

なことはない、かようにまあ考へていふ次第であります。

○西郷吉之助君 今の点非常にデリケートな点でございすから伺つて置きますが、普通の犯罪捜査、裁判、さういふ場合には黙秘権の行使を許してゐる。徴税の場合には黙秘権の行使を許さないといふのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は要するに、刑事上の裁判におきましては被疑者の黙秘権といふものが保障されてゐるわけでございますが、これはこゝろにございすように、犯罪捜査のための検査ではないわけでありまして、これは専ら徴税に必要な限度において質問検査をするわけでありまして、さういふ刑法上の黙秘権の適用のない行政上のこれは質問検査、かように考へてゐる次第であります。

○西郷吉之助君 そうすると、犯罪捜査のやうな非常に重大なときにも黙秘権の行使を許してゐるのですが、犯罪ではない、普通の行政上徴税上だといふと、尙更黙秘権の行使を許可してゐるのじやないですか、これを認めていふのじやないかといふ解釈になりませんか。犯罪捜査でもないのだから……。

○政府委員(鈴木俊一君) これは要するに納税者の財産でございすとか、帳簿書類とかいふやうな、要するに納税の上から申しまして必要な、さういふものに対してましてその實際を調べるだけのことでございまして、個人の身の上に亘りまして質問検査をするといふやうなことは勿論し得ないわけでございます、第四項にその点が明確に謳つてあるわけでございますからして、さういふ行政上のものであるから

らして、従つてこれに対する応答の義務といふものも課し得るものと、かように考へております。

○西郷吉之助君 いふ／＼お説を伺いますけれども、「答弁をしない者」といふのはどう答弁をしない者か。自分に問ひを發する者に対して反感を持つておる、感情を害しておるとか、言わん方が自分の利害得失上得たといふときに答弁をしないと思ふのであります、が、やはり答弁を求めざる者立場とか、その状況によるのであつて、相手方が非常に徴税吏員として余り感心しないやうな人間だつたときに、やはりこつちがちよつと待つて呉れとか、そこへ入つて呉れるなどいふことは、普通極めて常識上言つた場合に、それを聞かないで答弁を求めた場合に、やはり答弁をする必要はないじやないか、さういふ答弁の求める方が常識上むしろ誤つておると思ひますが、さういふやうなことは犯罪捜査でなく普通の場合なんですから、さういふことはたまあり得ることであつて、一方的に罰するといふことは今日のいふ／＼の觀念から言つて逆行してゐるのではないでしようかね。

○政府委員(鈴木俊一君) 「答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者」これはいふ／＼御指摘になりましたが、徴税吏員が例へば納税者の家に参りまして、そこに物が置いてある、その物が果してその人の物か、或いは他の人の物であるかといふことによつて、それを差押えるか差押えないかといふことが違つて来るわけでありす。その場合に黙つておるといふことは徴税吏員としての職務が執行できないわけでありす。さういふ意味で、それがただ

單に答弁をしないというだけで大した影響がないものならば問題はないのでございませうが、重大なる財産につきまして、何故かそういう答弁を飽くまでしない、こういうようなことになりまして、徴税吏員が職務執行が不可能であるというような事態におきましては、やはり何らかそこに措置がありまさんと、結局納税を確保できないというところでございまして、この目的は飽くまでも先程申し上げましたように、犯罪捜査のために被疑者に対する黙秘権という憲法の保障とこれは違ひまして、飽くまでも行政上のこれは一つの義務である。かように考えておる次第であります。

○小笠原三三男君 どうも私は素人で納税が行かないのでありますが、犯罪捜査の場合に、防衛する立場に立つものでござい黙秘権が許され、証拠力を以てこれを証明して行くということが許されておるのに、一般自由な納税者、或いはその他の自由な立場における場合に、自由に言つたり、言えなかつたり、言わなかつたりすることに對して一方的にいけないことである。こういう点は却つてその行政上の問題ですから私達から言へば犯罪捜査の場合の黙秘権以上に尊重されなければならぬと、こういう考え方を持つわけでありませう。行政上のそれであるから構わな

いんだというところは、どういふ根據なんでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは憲法の三十八條に「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」云々という規定がございませうが、これは前後の條文の關係から申しまして、要するに刑事被告人についての黙秘権を規定し

てゐるわけでありまして、行政上の規定の事態がありました場合に於ける質問調査ということに對する応答というもの、又別の問題であると思つてあります。又同時に憲法におきましては、殊に納税につきましては、「國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」ということがこれ又憲法上の一つの義務として國民に對して課されておるわけでありませう。この納税の義務の履行というところについては國民は責任があるわけでありまして、徴税吏員がその徴税上の対象を明確にいたしますために質問をする、それに対して答弁をするということについては義務を課することはこれは憲法上も支障はない。現に納税につきましては同様なことが立法化せられておるわけがございませうから、私共といひましてはこれで何ら憲法上支障ないものである、かように考えておる次第であります。

○小笠原三三男君 ではこの問題はあつたに對して、法上の問題はどうかでしよう。この程度のものに対して明かに証拠力を持つ物件における虚偽の記載或いは質問検査を拒み或いは妨げること、こういう積極的な行為とは違つて第三号の上段「答弁をしない者」これで適當であるという考について御説明をお願いいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) この規定が若し成立いたしました場合に於きましては、これはいづれも裁判官の自由なる心証によつてこれを判決を下すわけがございませうから、どういふこととは私共として申し上げられませうけれども、併し「答弁をしない者」といふ者は答弁なき者ではないのでありませう、しないというよりは積極的に意思を含めての規定でございませう。

○西郷吉之助君 今の政府委員の答弁はこの点はどうかと思つたので、さつき憲法を引用されたけれども、その点は納税は義務ですが、單に答弁をしない、しないというのでは積極的ではないのだというところだけども、こういうふうな何らかのことがあるならば、欠点があるならば人を罪に陥れるという立場から言へばそういうことになるかも知れませんが、或るべく人権を尊重して犯罪人を作らないという、非常に愛情を持った、國民に愛情を持った考から行けば、少しでも答弁をしない、しないのは積極的だということでも、そういうふうな者を罪に突落す必要はないじやないか、昔ならいざ知らず、新憲法ができて人権を尊重するのであるから、僅かに答弁をしなかつた、というので一年以下の懲役又は二十万円の罰金、これは勿論裁判官の裁量ですが、罰金に処し得るのだということとは政府のとるべき態度ではないじやないか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は先程申し上げておりますように、私共といたしましては、この地方税の全体の歳入を確保いたします見地から考へまして、こういうような一罰百戒的な規定を設けまして、全体の税収入を確保するといふ途を用意して置く方が地方税収入を確保するためにも適當であらう、かように考へておる次第でございまして、この規定の運用につきましては、檢察当局なり裁判所等において実情に即する運用は行われるであらうと私共は考へておる次第であります。

○小笠原三三男君 どうも話をだんだん聞いて来ると、まず「税収入を確保するため」といふと、極端に言つて大變失礼なやうだが、昔の代官のやうに、出さなかつたならば縛るぞという威嚇的な部分を間接的に露呈して置いて、そして税収入を確保するといふ意図があるじやないかとさへ邪推されるですね。もう少し廻り途であらうが何であらうが、調査或いは検査が、完全に果される方法というものをもう少し丁寧な考へて行くといふことで、この丁寧な考へは外すといふことになるのが新憲法下の國民に對するあり方じやないかと思つたのですが、將來においてもこれは飽くまでも政府の方にも規定があるのだから、これでいいのだというふうにお考へになるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 御見解の程は十分承知いたしました。私共といひましては、今くどく申し上げましたやうな考へ方に立つておるわけでありませう。併し今回の問題といたしましては、御意見の程は十分承知いたしまして、更に研究を重ねて参りたい、かように考へております。

○吉川末次郎君 本日は大体予定のところまで終つたことになつておりますから、これを以て散会するようにしたいと思ひます。

○委員長(岡本學祐君) 今日は都道府県税を附加価値税を除いて御審議をお願いしたわけでございませう。附加価値税以外は大体これで終了いたしました。

それから尙申上げますが、明日午後一時から建設委員会と連合委員会を開催いたします。そういうふうないたしましたので、先程申し上げました奈良、京都

の國際觀光都市建設法案につきまして審議をいたします。併し当委員会は進行の工合を見まして同時に並行して開きまして、代表の方にお出を頂く。こういうふうな取計うことを御承知願ひいたします。

それからもう一つ申上げますが、昨日中田吉雄君の發言に際しまして、高橋君から御異議が出まして、委員長において速記録を調べて、理事と相談をして不適當と思はれるところがあれば削るやうにして頂きたいという御要求がございまして、本日速記録を調べますと、こういう文句があります。「その一つは自由黨のよつて立つ基盤である大きな資本家、その他の人はこの朝鮮事變が拡大することを望んでおるわけである。」こういう文句がありますので、理事の方と相談いたしまして「自由黨のよつて立つ基盤である。」それだけ削ることにいたしました。御了承願ひいたします。

○吉川末次郎君 私は御相談を受けたのでありますが、本人との間において委員長が談合して大体お決りを願つて結構であるが、私としてはそういうものを取消す必要がないといふことを申し上げた次第なのであります。今委員長が説き上げられましたように、速記録を調べて見ますといふと、別に自由黨が戦争の拡大を欲してゐると中田君は發言したのではないのでありまして、自由黨が基盤としておられるところの大資本家等が戦争の拡大を欲してゐるといふことを言つたのであります。換言すれば、要するに戦争は資本主義が起すものであるといふことを意味してゐるのでありまして、私は必ずしもそういうした意見に賛成であるとも反対であ

りませう。

るとも申しませんが、これは一般のマルクス主義の見解をとられる人が、戦争というものは資本主義から起るものであるというのを公式的にみんな考へられておるのであります。そうした極めて普遍的な一つの見解を中田君がとつて言われたのに過ぎないと思ふのであります。現にそうした見解の上に立ちますならば、朝鮮事案が起りまして以来、例えば株式取引所に入りますような人は非常にそれを喜んでおる。殊に全篇の付くところの重鉱業株その他の値上りで喜んでおる。その人は沢山あるのでありますから、その人しきると、高橋君の方では失業者がそのための職業ができて喜んでおる。プロレタリア階級も戦争が起つたことを喜んでおる。いやないかというように御意見もありました。又そういう考えも高橋さんの方からは言われると思ふのですが、それは意見の相違でございます。殊に許すべからざることは、というところ、甚だ言葉に角が立ちますが、そうした個人的な座談の間に、高橋君が懲罰委員会に付する云々ということと言われたことは、私は不穩当と考へまして、その折、私も申したのであります。衆議院のごとく自由党は参議院において絶対過半数を占めておらぬのであります。我々は飽くまでも国会において言論の自由が確保される必要がある。資本主義が戦争を起すというようなことは国会を通じて多数の人が今日考へておるところで、高橋君が御反対であつても、これは極めて多数の人がそう思つておる意見なのであります。そうした意見の上に立たれて言われた中田君の意見を直ちに懲罰に付するというのがごときは言論

の自由の府である国会の權威をみずから冒瀆する見解を持たれることには私は断じて反対であります。若し自由党が本会議において、中田君がこうしたことを言つたのを懲罰委員会に付するといふような案に出られましますならば、恐らくまじめな参議院議員はそうした自由党の高橋君の固陋なところの田舎政治家的の見解を被擧すれば、自由党それ自身が国民に対して大恥をかきような結果になるのではないかと申します。かような低級な参議院議員はこの参議院の中にはおらんと私は考へておるものであります。そういう言辭を少くとも個人の間に於いても弄されるというやうなことは、特に與黨の自由党の諸君が慎まれないことを私はこの際申上げて置きたいと思ふのであります。本人に委員長が御談合になりまして、大人げないという感じが一面にないでもありませんでしたから、中田君がそれを取消することを承諾されたならこれ以上申上げませんけれども、国会における言論は尊重しなければならぬといふことを深く心に銘記されまして、自由党の諸君がそうした固陋な見解によつて参議院をみずから冒瀆するやうな言辭を今後慎まれないことを一議員として特に申上げて置きます。

○小笠原三三男君 只今吉川委員長からのお話で事情がよく判明したのですけれども、昨日の高橋委員の話によりますと、不穩当の箇所があるならば、委員長において善処せられるという御決定のようになり承知しておつたのであります。従つて委員長はこの文句は不穩当とお考えになつたからこそ、中田君に対して取消し方のお話があつたのではないかと申うのであります。どの点

が不穩当であり、又中田君にどういう意味合で取消せとか或いは取消さないとかいふお話があつて、中田君が自主的に取消されたのか、或いは委員長の要請によつて取消することを承諾したのであるか、この点を明らかにして、明朗にこの委員会の審議が進められるようにして頂きたいと思ひますので、御説明をお願いいたします。

○委員長(岡本榮祐君) それでは御説明申上げます。前段は省きまして、その一つは自由党のよつて立つ基礎である大きな資本家、その他の人はこの朝鮮事案が拡大することを望んでおるわけである。こつちういふやうな字句があるのですが、中田君の言われる意味は恐らく大きい資本家その他の人が朝鮮事案の拡大することを望んでおる。こつちう意味で盡るのだからと思ひますから、だから「自由党のよつて立つ基礎である」といふことは必ずしもおつしやる必要はない、こつちう思つて御本人にお話しまして、この字句を削つたわけでありまして、おつしやる意味はよく分るのであります。だから問題になつた点でありますから、御本人にお取消しするように願つたのであります。その前に吉川君にもお話をしまして、どうですかといふことをお話しして、それによつて中田君に相談して呉れと言つたので、中田君に相談して、中田君がそれによつていふことを言われたのです。

○小笠原三三男君 それではまだ委員長の職責が明らかにされないと思ひます。どういふ意味で「自由党のよつて立つ基礎である」といふのは削らないければ不穩当であると、あれだけ高橋委員が審議した程度に不穩当であると

いふお考へになつたのか、これは中田委員から自発的に取消す、取消さないと言ふ問題の前に問題になるのです。

○吉川末次郎君 自由党の基礎といふことを言つておるのです。中田君の意図されたのは先程申した資本主義が戦争を起すといふ根本概念から起つておると思ふのですが、自由党のみならずそうした資本主義政黨である。資本主義がよいものであるといふ立場に立つておられるといふことは、これは自由党のみならず、又天下公知の事実であると思ふのです。ただそれを意味されただけのことには過ぎないものであります。何も自由党の基礎であるところのものの中にそれを欲している人があるといふことは、私はそれ程不穩当であるとは思へませんが、併し本人と委員長との間において御談合になりましたので、それで中田君が御納得になつたものでありますならば、私はこれ以上は大して咎める必要はないじやないかと思ふのであります。ただそれに附加して高橋君のそういう不謹慎な言辭を、参議院の名譽のために一言私の意見を申し上げるに過ぎないであります。小笠原さんの御意見もあるだろうと思ひますが、私としては本人も納得せられておるのでありますから、先ずこれで打切つたらどうかと思ひます。

○小笠原三三男君 私は早くピリオドを打つことは賛成なんです。ただこの院内における自由な発言を保障されている我々として、何人にも拘束を受けない発言をしてゐるわけでありまして、それを委員長が不穩当であるといふ御

判断をなされたのならば、その不穩当であるといふことの理由を明らかにして頂きたい。ところがそうでなくて、事態は高橋委員の発言もあつたが、不穩当であるなしに拘わらず、こつちういふことはこの委員会の運営上お互いよくない。そこで中田君に自主的に御考慮を願ひ、こつちういふやうなことであれば、これは問題別なんです。昨日以来の不穩当な言辭であるといふ意味において中田君にこのことを言つたといふことになれば、私は追及しなくちやならんと考へるので、この点を明らかにして置いて、早く取消すなら取消すといふふりをして頂きたいと思ひます。

○委員長(岡本榮祐君) 分りました。

○相馬助治君 小笠原君の言つたことと、私すつかり同じなんです。昨日の経過は御承知のように、高橋委員は責められたけれども、併し委員長の取りなしで委員長が不穩当と、速記録を調べて判断した場合に、処置してよいのかといふことに對して、高橋委員は賛成された、委員長に任せられてゐる。そこでこれは非常に委員長として責任が大きいと思ふのです。大体これを不穩当と見ると、不穩当と見ないかなんてすけれども、自由党がよつて基礎としている資本主義階段が云々といふやうな意味のこと、これは逆に又我々の社會黨に對して言ひなれば、勤労者の政黨だと言つてゐる社會黨がよつて立つてゐる労働組合の中に、破壊をこれ事としてゐる連中がいると言つたら私は一応それを認めます。そういう人もあると思ひますから、それと同じやうな意味で、私はそれはその言葉の上からこれは常軌的に

不適當だとしても思えない。但しこれだけの意味であつて、そうして高橋委員の提議されたことについてこれは何とかうまく行かうというような意味で、これは中田君と委員長との話合によつて取消することになったというならば、不適當であるかないかということとを別として、これはこの際このことは中田委員の自発的意思によつて取消すというならば、私は承認いたしますが、それ以外には承認するといふわけには行かないのです。委員長と理事と相談して、よろしくやつて呉れと頼んじやつたら、そのことは省略をいたしますが、別個に委員長に向つて責任を追及する用意があるということだけ附加して置きます。

○小笠原二三男君　そこで高橋委員にもお願いするのですが、この委員会もあなたの方の意見として、不適當であるかないかということについて、断案を下す程度のものではないということだけは明らかになったのですから、穩当、不適當の論議を抜きにして、中田委員に自主的にこの発言を取消したということ、この問題を追及することとを止める、こうして頂きたいと思ひます。

〔岩木君男君誤解を招く虞れがあるから、自主的にやられることをお願いします〕と述べ

○中田吉雄君　私の発言について、地方税法案の重要な審議のある際に、いろいろ御迷惑をかけた点を深くお詫びいたす次第であります。今委員長の方から、まあ議事の運営上自発的に何とか善処して呉れないかという御意見があつたわけでありませう。私としては何らその言が不穩

当だとも思いませんし、それを陳謝するといふような意味で取消すことには反対であるが、發足した当時の委員会の運営に支障を來たしまして、必要以上で委員長に議事運営に迷惑をかけることを遺憾といたしましたので、さうう意味で取消すことにいたしました次第であります。尙私は特に直ちに多数党の威力を以てこの保障された言論の府において、衆議院におけるようなことを直ちに参議院に持越そうとするようなことについては甚だ快しとしなかつた次第であります。さういふ意味で陳謝の意を含めての取消しは反対であるが、議事運営に支障を來たしてはいけません。さういふふうにいいたした次第であります。（「分りました」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡本愛祐君）　只今中田君から御弁明になつた通りであります。私においてもさう辭句が非常に不適當であるとは実は考えておりません。これは吉川委員もよく御承知のことです。ですから、只今中田君の言われたように、又小笠原君から御意見の出ましたように、中田君に自発的に御取消しを願つた、さういふことになつたかと思ひます。御異議ございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長（岡本愛祐君）　それではさういふふう決定いたします。それでは本日はこれで散会いたします。午前四時九分散会
出席者は左の通り。
委員長　岡本　愛祐君

理事		委員	
吉川末次郎君		石村　幸作君	
岩木　哲夫君		岩沢　忠恭君	
		高橋進太郎君	
		安井　謙君	
		小笠原二三男君	
		相馬　助治君	
		中田　吉雄君	
		西郷吉之助君	
		鈴木　直人君	
		竹中　七郎君	
國務大臣		國務大臣	
		岡野　清繁君	
政府委員			
地方自治		小野　哲君	
政務次官			
地方自治		鈴木　俊一君	
財政課長		奥野　誠亮君	
事務局側			
常任委員会		野津高次郎君	
専門員			

昭和二十五年八月四日印刷

昭和二十五年八月五日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所